

第33回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成28年 3月22日（火曜日）午後1時30分から午後4時20分

第2 場所 京都府公館 レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、飯塚隆藤、石川百合子、大原義盛、久保明彦、小林明音、澤健次、杉江貞昭、田中真澄、土居好江、中村桂子、長山剛久、真下仁志、水腰英樹、元橋篤信（座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市：石塚 憲（京都市建設局土木管理部河川整備課長）

福井 弘（京都市環境制作局循環型社会推進部廃棄物指導課長）

京都府：川嶋淳一（京都府京都土木事務所長）

【事務局（京都府）】

徳元真一（建設交通部理事）、北野俊博（建設交通部河川課鴨川条例担当課長）ほか

【一般傍聴 0名】

【報道機関 2社】

〔午後 1時30分 開会〕

1 開 会

○徳元（京都府建設交通部理事）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第33回の鴨川府民会議を始めさせていただきます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます京都府建設交通部の徳元でございます。どうぞ

よろしくお願いいたします。すいません。座って説明させていただきます。

なお、本日、小牧直人様、坂口圭豊様、富田美香様、新川達郎様、西野由紀様、前田知美様、土屋義信様におかれましては欠席でございます。また、川崎副座長は少しおくれて来られるということを伺っておるところでございます。

また、関係の行政メンバー並びに関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日は、資料といたしまして次第、それから出席者名簿、裏面に配席図がございます。それとあわせまして、資料1から資料5、その他の資料を用意しております。なお、一番最後のところに、右肩に「回収資料」と表示をつけた資料をお配りしておりますが、これにつきましては著作権の関係等によりまして、会議後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料の不足等がございますでしょうか。よろしゅうございますか。会議の途中でも、もし不足等ございましたら事務局にお申し出いただきますようお願いいたします。

それでは、ここからは金田座長に進めていただこうと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2 議 事

○金田座長

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。外は非常に気持ちのいい状況ですが、さっき歩いてたら烏丸の旧有栖川邸の桜がもう三分咲きぐらいのような気がいたしましたけども、大分、木によって違いますから、早い遅いはあると思いますが。

早速でございますが、本日はこれから4時までの予定で府民会議の公募メンバーからのご発表をいただくことと、幾つかの案件を準備しております。どうぞよろしくお願いいたします。それで、議事は5番目で終わっていますが、ちょっと報告事項その他がありますので、6番目に「その他」があるということをご承知おきいただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

(1) 公募メンバーからの意見発表について

○金田座長

それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず最初に、議題(1)にあります「公募メンバーからの意見発表について」でございますが、前回はお一人7分をお願いしてたんではないでしょうか。それで、同じようをお願い

したいと思うんですが、押し鈴を持ってるんですね。何分で押すんですか。

○追矢(京都府建設交通部河川課主事)

終了1分前で一旦押させていただいて、7分になったときにももう一回押させていただきます。

○金田座長

大変失礼ですけど、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、名簿の順番でお願いしていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いします。最初に飯塚さんからということになります、よろしく願いします。

○飯塚

飯塚でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私は3期、4期の4年間、この委員を務めさせていただきました。ほんとにありがとうございます。

その中で、4期の最後の最後なんですけれども、昨年の12月にようやく初めて鴨川の源流域を20代から30代の男女6名が集まって歩いたというお話をもとに、意見発表をさせていただければと思います。

まず、テーマは「鴨川源流域をめぐるツアーの実施について」。副題というか補足として「より深く鴨川を知るために」ということで、私自身、このツアーを実施することがとても大事なんじゃないかということ、この府民会議の中の議論などに基づいて改めて実感したという次第であります。繰り返しになりますけれども、府民会議においては、これまで上流の不法投棄の問題ですとか環境保全について、数多くの議論がなされてきたことと存じます。また、源流域である雲ヶ畑にある棧敷ヶ岳をめぐり、頂上までの様子がこれまで『鴨川真発見記』にも報告されておりました。ただ、今回ちょうど同じぐらいの時期に訪れたものですので、その内容を報告させていただければと思います。

今回は、男女6名といいましても行政関係者、京都市のまちづくりにかかわってる方2人、あとはデザイナーが2人、学生1人に私というメンバーだったんですけれども、必ずしも鴨川にふだん関心を向けているメンバーではなくて、初めてみんな鴨川の源流域をめぐった次第です。目的としましては、鴨川の源流域を見るということ、鴨川の支流である祖父谷川の水源をたどることを目的といたしました。祖父谷川の水源をたどった後に、田中委員のおられます志明院のほうにもお伺いした次第なんですけれども、今回は祖父谷川の話させていただければと思います。

実際に歩いたルートなんですけれども、一応、下のほうに国土地理院の地図をベースに、GPSでどこを歩いたかというのを記録しまして図化したわけなんですけれども、実際確認できた水源というのは祖父谷峠の近く、760mぐらいのところまで一応水は確認できました。これまで、私自身はいろんな河川の源流をたどってきたわけなんですけれども、川によってはこんこんと湧き水のように流れているところから源流が始まるところもあるんですけれども、この鴨川では、歩いてみてすごい感じたのが、この棧敷ヶ岳の一带全てが一応源流域でして、そこに降った雨がしみ込んでこのあたりから水が流れて、それで下流へ流れていくということを実感いたしました。

その中で、6名が源流域のさまざまな光景を目の当たりにしまして、それぞれの関心に基つき鴨川について考えることができたというので、みんな今回歩いてみてすごいよかったという意見が多かったです。その中で挙げたトピックとしましては、やはり水源、水質を保全することがいかに大事か——我々が主に京都市内で歩いて京都市内で目の当たりにする中流であるとか、さらに下流であるとか、そういった水利用にも影響するという話も出ましたし、河川利用にもかかわってくるという話が出ました。あと、実際に源流域を歩いてみて結構、土壌侵食があったりとか、倒木ですとか、砂防ダムがそれに対応するような形で築いてあったりとか、そういった状況も見られましたし、あとは植林ですね。実際、人工林が植えられていて、こういった取り組みがなされているのかということを知って初めて知った次第でありまして、非常に勉強になりました。

我々のメンバーは、野草であるとか野鳥に関してはほとんど不勉強なメンバーでして、とても多くの多様性がありまして、専門家の方とめぐったらまた違う観点から見れるのかなと思った次第です。

そのほか利用者に関しましても、ハイカーのみならず——ちょっと私自身、意外だったんですが——結構、マウンテンバイクですとか自動二輪車でどンドン山をあがっていく方もおられましたし、そういった利用もあるのかということで、それがいいのか悪いのかは別としまして、そういった利用も見られました。

最後はつけ足しのような状態なんですけれども、森林浴であるとか心が安らぐとか、癒しの空間である、まさに源流域こそパワースポットであるなどの意見が出されました。

改めて、源流域をめぐるということというのは水源の大切さを非常に実感できるということを感じましたし、また三条から四条橋間のように、人々が集まってにぎわいのある空間というのは非常に注目される場所なんですけれども、源流域の鳥や、木が風によってさら

さらと音がするような——木々の声としましたけれども——そういったものですか、水が流れる音に耳を傾けながら静寂に満ちた空間に浸ることができて、とても神秘的な空間というか、それを目の当たりにすることができて今回ほんによかったと感じます。

こうした取り組みを今後——これまで、恐らく土木事務所を初めいろんなメンバーが集まって、小学生を対象とした源流域をめぐるツアーなどがなされているというのはもちろん存じておりますけれども、できるだけ多くの人にこういう源流域をめぐっていただいて、改めて鴨川への関心を高めていただき、よりよい河川環境の創造ですとか利用の促進につなげることができればいいなと思ひまして、意見発表の内容とさせていただきます。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございました。

ただいまのご提案、ご発表につきまして、何かご質問などございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○中村

鳥類保護連盟の中村と申します。

こういった行事をされるときに、もしよろしかったら事前に声をかけていただいたら、ボランティアで参加させていただきたいと思ひました。鴨川は鳥獣保護区に指定されてまして、1年を通して百二、三十種類の鳥が確認されています。源流から桂川との合流地点まで毎月少しずつ下りながらバードウォッチング例会をしております。もちろん、市民の方も対象としてやっております。4月には、雲ヶ畑のほうでバードウォッチングと源流の水を味わうお茶会なんかもやりたいと思ひますので、もしよろしければまたご参加ください。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかに、ご質問などございませんでしょうか。

はい、お願いします。

○澤

賀茂川漁業組合の澤です。

中村さんと同じような意見なんですけど、うちも河川を見てる中で——多分、今回の

場合はほとんど道を歩かれたと思うんですけど、鴨川の源流域には物すごくたくさん溪流の魚とかがいて、僕らも調査しに行くときとかに、手で持つ箱眼鏡とかありますよね、ああいうなんで水の中をのぞくところという小さい溪流魚とか、たまには大きいのもいるんですけど、そんなんがたくさんいて、ぜひ道からだけじゃなく川の中ものぞくとか、こういうツアーも一度考えていただければ。うちも、そういうなんで呼んでもらえればいろいろと小道具など用意して参加しますので、またよろしくお願いします。

○飯塚

ありがとうございます。

○金田座長

どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

そういたしましたら、お二人目ですけれども、名簿順でまたお願いしたいと思いますが、石川さん、お願いいたします。

○石川

京都出雲阿国顕彰会の会長を務めております石川百合子と申します。

御存じのように、出雲阿国は安土桃山時代の女性芸能者として、ややこ踊りをもとにしてかぶき踊りをつくったことで知られており、このかぶき踊りがさまざまな変遷を経て現在の歌舞伎となり、出雲阿国は歌舞伎の創始者と言われています。私ども顕彰会の活動内容は、四条大橋の出雲阿国像並びに周辺の清掃、出雲阿国の顕彰と **ジョウシ**（カセット①13:58）、出雲阿国の紙芝居活動、また出雲阿国・名古屋山三郎よみがえりの盆踊りの作成を企画中です。環境と文化に関する活動をさせていただいております。

私は阿国さんと同じ島根県の出雲市大社町で生まれ、出雲大社の氏子として育ち、現在、京都市内でささやかな仕事をしております。上洛して、祇園祭を初めとして出雲の祭神をお祭りするお祭の多いことに京都に来て大変驚き、京都と出雲のつながりに感動したことを覚えております。出雲大社では平成の大遷宮が施行され、全国からたくさんの人出でにぎわっていますが、大遷宮の行事に並行して、私どもは出雲阿国像を出雲市に寄贈させていただくことができました。その際、京都府庁のご尽力で荒巻禎一前知事にご参列いただき、ご祝辞をいただきましたことを、この席をおかりして厚く御礼申し上げます。

出雲阿国は、今から400年前、1612年の出雲大社遷宮の勸進のために上洛され、最初述べましたように歌舞伎のもとを築き、晩年は出雲に帰られ、尼となって智月と称し、読経と連歌に興じて静かに余生を過ごされたと言われていています。出雲市大社町では、毎年法要や阿国まつりが行なわれ、阿国の墓、いおり、阿国の塔などのある道路は阿国通りと呼ばれています。京都には、歌舞伎を一緒につくったソウルメイトであり、パートナー、メンターと言われる名古屋山三郎と出雲阿国のお墓が大徳寺の高桐院にあります。名古屋山三郎は織田信長にゆかりのある武士で、大徳寺の近くにいおりを結び、武芸に秀でて、歌を詠み、茶道をたしなむ文武両道に通じた頭脳明晰な男性で、後年は岡山県津山で指南役として亡くなったと伝えられている人です。

女性の名字ができたのは明治時代で、それまでは女性には名字はありませんでした。一般の庶民の女性で読み書きができる人は少なく、男性主体の世の中でした。しかし、400年前の女性の阿国さんの活動や歌舞伎文化は、場所・日付等が貴族の日記や書物に記されており、阿国さんの姿が描かれた洛中洛外図屏風は国宝に指定されています。島根県立美術館では阿国展が盛大に開催され、また中学生以上の教科書、東京書籍・帝国書院ともに、21世紀の子供たちには出雲阿国という人に関して学習されているという存在です。

前回のこの委員会で、大原委員から鴨川条例の基本理念の中にある歴史の継承、文化的価値の定義は何かというお言葉がありましたが、出雲阿国像のある四条かいわいは、南座の西にある「阿国歌舞伎発祥地」という南座の石に刻んである彫り物や阿国像などがあり、歌舞伎文化の景観を守り、育てることが歴史の継承であり、文化的価値であるのではないかと考えます。

京都出雲阿国顕彰会からの2つのご提案として、1つ目は、河川管理上無理のない範囲で阿国ステージ、阿国の舞台もつくっていただきますようお願いいたします。

2つ目は、四条大橋かいわいの飛び石公園計画、これについて調べたところ、飛び石作成について平成3年荒神橋の工事総工額は2,600万円でした。飛び石37個、亀の石が11個、デザインは京都府の職員さんがデザインをされたということでした。そこで、四条大橋かいわいの飛び石に関しては、歌舞伎発祥の地にふさわしい歌舞伎の中からデザインをとっていただいて、阿国がのぼり旗に記した下り藤や花菱などをつくっていただきたいなと思います。通った人たちが——京都四条大橋の近くにも飛び石ができるらしいね。歌舞伎発祥の地、出雲阿国にふさわしい石のデザインなんだって。歌舞伎の始祖、

出雲阿国がデザインしたっていう模様の石はとってもかわいいね。やっぱり歌舞伎の発祥は東京の荒川、隅田川じゃなくて京都の鴨川なんだな——と言われるようなものを、つくっていただきたいと思います。先斗町からも鴨川に抜けられるように三条・四条の間に飛び石を置いて、飛び石というデザインで歌舞伎発祥の京都であるということをあらわすといいと思います。

京都のためにひと肌脱ごうと思っている人はたくさんいます。人口減少時代を迎えるに当たり、文化融合型の美しい四条大橋を中心とした鴨川づくりをする、日本が世界に誇る文化・芸術の魅力を発信する——鴨川歌舞伎発祥の地作成の提案でした。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

ただいまのご発表にご質問などございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○澤

賀茂川漁業組合の澤です。

今のお話で、ちょっと反対意見になってしまうんですけども、飛び石というものを川の中につくる。これは、今の鴨川を表面上で見ておられる方はすばらしいと賛同する方もおられると思うんですけども、やっぱり僕ら河川の中、特に川の中の生き物の目から見ると、河川の中に構造物をつくるというのは、そもそも環境に多大な影響を与えます。いい悪いは別としてね。ほんで僕らの目から見れば、やっぱり川というのは本来自然であるべきであって、それが自然な姿で、それが本来の鴨川の姿であると。今現在、ここまで人工的な完全に水路のようになってしまってる河川で、自然はないじゃないかというのも一つの意見かもしれないですけども。

この中で、川のほんまの自然とか環境という意味では、人間の都合だけで川づくり——庭ならいいんですけどね。でも、やっぱり鴨川というのは本来自然の川であって、ここは庭ではない。この前提でいくと、やっぱりこういう河川の中に構造物をつくるというのは慎重であってほしい。ほんで、今実際にこの飛び石がある影響で、上流から流れてきた砂利とかがたまったりとか、そういうところも多々見受けられます。ほんで、飛び石をつくったがために瀬がなくなり、ふちがなくなり、環境が破壊されてるところもたくさんあるんです。

その中で、これは個人的な意見かもしれないですけど、これをつくる予算をつくるなら、やっぱり今の鴨川の堰堤に魚道などをつけて、魚とか生物が生きられる連続性というものを——今、堰堤によって全て鴨川が断ち切られている中でね。そやし、鴨川をどう使うかというのが人間の都合で全て決まってるというのが現実なんですけども、その中でもやっぱり環境と観光とか文化とかとの融合というのをもう少し考えて、もっと豊かな川づくりというのを進めていただければと思います。

○金田座長

ありがとうございます。

河道そのものについては慎重に考えていただきたいということでございますが。ほかに何かございますか。

はい、どうぞ。

○大原

すいません。質問というか要望というか。魚に優しい、魚礁っていうんですか、みたいななんになる飛び石みたいなんというのを考えられないものかなと。実は、先週末、BSプレミアムっていうNHKのほうでずっと京都のドラマを連続してやってまして——ゴールデンタイムにやるんですけど——それで一つ、京都の鴨川を舞台にしたドラマが放送されました。これ、ずっとシリーズでやってるんですけど、日本全国の方が見られて、もう一度見たいドラマのぶっちぎりで1位なんですね。そのロケ地を回ったりというのも徐々に始まっていってます。観光として。

実際に僕も毎日鴨川へ行っていて、最近、修学旅行生とかをタクシーの運転手さんがガイドして回るんですけど、飛び石に連れていかはるんです。あと、中国人観光客が持ってるガイドブックを見ると、飛び石に行こうっていうことになってるんです。飛び石、観光的に見るとすごい資源なわけですね。もっとふやしたほうがいいぐらい。観光っていう目で見ると。

ただ、おっしゃってるように、魚のことでいうとあかんっていう話になる。魚の魚礁になってんねやけど飛び石になってるようなものを何か考えられないものかなというふうに、ちょっと疑問じゃないですけど要望としてあります。そんなところです。よろしくをお願いします。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかに、ご質問などございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○川崎

先ほどから飛び石の話が出ておりますけども、この飛び石というのは京都府のホームページにも紹介されてますように、帯工ですね。基本的に河川構造物としての機能について、事務局からもしあれでしたら補足説明していただいたほうがいいかと思うんです。要するに、渡ってどうのこうのするということは二次的な機能であるというふうに考えておりますけども。いかがでしょう。

○金田座長

事務局のほう、何かご説明はありますか。いずれまた、実際上のいろんなプラスマイナスの機能につきましては整理してお伝えいただくほうがいいと思いますけども。ちょうど高野川と鴨川の合流点のところの亀の形の飛び石列の前後が非常に中州の発達が著しいところなので、恐らく河道、下流に何らかの影響はしてるんだらうというふうには思います。ちょっとそのあたりはまた確認する必要があるかと思いますが、そういうことはちょっと聞いております。

○川崎

河床の安定機能ですね。

○金田座長

そうですね。

○川崎

安定機能のために、もともとあった構造物を少し亀のような形にしたということですので。亀のような形にしなかったとしても結局あれが必要だということ、存在的な意義だとか機能というものはしっかり確認しておく必要があると思います。

○金田座長

いずれ、この点につきましてはちょっとまたデータを整理していただくということにしたいと思います。

ほかにご質問はございますでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

次に、引き続きでございますが、長山さんになりますね。お願いいたします。

○長山

長山でございます。よろしくお願いいたします。

私は、鴨川上流域の環境保全についてお話ししたいと思ってます。私、この会に出てあつという間の2年間で、ほとんどお役に立ちませんでしたけども、私のほうは金田先生を初め鴨川に関係のある方々のいろんなご意見をお伺いしたり、熱い思いをお伺いしまして大変勉強させていただきました。大変ありがたいと思っております。

私は子供のころ、柘野のダムとかその上流にある発電所のダムへよく魚釣りに行きました。そのころはまだ大きなダム湖がありまして、コイとかウナギがよく釣れたもんです。今では、そのダム湖は土砂が堆積しましてなくなってしまってるんですけど——砂防ダムとしての役割を果たしているんでしょうけども、釣り場としてはなくなってしまって、少し残念な思いをしております。

ダムの老朽化に伴う維持管理とかの問題があると思えますけれども、それはちょっと別の問題として横へ置きまして本題に戻ります。このように豊かな鴨川を次の世代に引き継いでいくための重要な課題の一つは、水質を良好に守って、さらにそのための自然環境をいかに保全していくかということにあると思っております。しかし、現状はといいますと、鴨川流域懇談会の提言「千年の都と鴨川」を受けて、鴨川条例による鴨川環境保全区域の設定や、鴨川河川整備計画とそのアクションプランである「千年の都・鴨川清流プラン」の中で、利用面については結構計画が述べられて、その計画に従って進んでいると思われまます。しかし、鴨川の柘野堰堤から上流の部分については、環境保全について不法投棄等の防止とか早期対応のための河川巡視の強化、森林の保全などの項目は記載されているんですけども、具体的な施策とか実施計画、私の勉強不足かも知れませんが明確になっていないんじゃないでしょうか。

昨年、ようやく関係者のご努力で、台風で流出した産業廃棄物等の大がかりな撤去が実施されてましたけども、今後さらに産業廃棄物の撤去とか再発防止策の計画ははっきりしてないのが実情じゃないかなというふうに感じてます。

そこで、鴨川の上流の環境を守り、水質を保全するために、次のような施策を実施することをご提案したいと思っております。

まず第一に、上流域の環境保全の実施計画、日程計画を策定しまして、それを推進するためにはやはり官庁の方が主体になって京都府、京都市、京都府警などから専任者を出していただいて、実施部隊をつくっていただいて、その部隊に情報を一元化して産業廃棄物の回収とか処分、不法投棄再発防止策などを実施していく必要があるんじゃない

かなというふうに感じてます。そして、その環境保全計画を実施していく中で、必要があれば鴨川の環境保全区域の見直しとか、森林環境税とか鴨川基金などもつくられるようなんで、それを利用した森林の保全とか管理を行なうことや、さらにもっと必要であれば、ナショナルトラスト方式のように保全に必要な土地の取得まで考えてもいいんじゃないかなというふうに思ってます。

以上のような提案を検討していただき、鴨川の上流の環境を守って水質保全をし、次の世代に引き継いでいただきたいというふうに考えます。

簡単ですけど、ありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございます。

何かご質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に鴨川上流域の環境保全につきましては、いろいろこの会議でもご議論いただいていますし、具体的な対応も、完全かどうかは別にしましてご尽力いただいているというところがございますので、後でご報告があると思います。

それでは、引き続きで恐縮ですが、真下さん、次にお願ひできませんでしょうか。

○真下

どうも、真下仁志です。

改めて新しい意見を言うというよりも、大分意見を言わせていただいたので、余り新しいことはここには書いてないんですけども、まとめとしまして、「愛される鴨川を目指して」ということで、総括といいますかそういうことで一応今までお話ししたことを、繰り返しですがお話しさせていただきたいというふうに思ってます。

2年間委員をさせていただいて、大体言い尽くしたような感じもしてるんですけども、8つの視点から考えていったらどうかなということ、一つはやはり防災の視点ですね。やはり何というても大事なものは、防災ということを鴨川は第一に考えていかなければならないと。このごろの台風とか大雨とかそういう水害が起こってきてるんで、そういうことで、今のところ大きな被害が一部出ましたけども、もっと本格的になれば市内に何か大きなことが起こってくるんで、そういう面でもかなり徹底した防災のための防壁とか、砂の滞留とかそういうものを削除していくというようなことを考えていく必要があります。

それから2点目には、保全ですね。さっきから出てますように、環境の保全をしっか

りしていくということですね。魚がおり鳥がいる、そういうような環境の中で、この間からも議論になっている大きな大型ごみが上流域で放棄されるというようなことがあります。そのためには、私がこの会議で何回も提案しておりますが、入り口は一本道なので上流域のほうではやはり監視カメラをつくって、そこで観察をして、そういう違反者については罰則を厳しくつけるということで、回収するだけやなしに厳しい罰則を設けるようなことをしていくということ。それから、行政、警察、地域の方々が巡回をしながら、そういう不法投棄をなくしていくというようなことも大事であります。そういうようなことをしっかりこれからやっていけば、環境の保全というのが保持されるんじゃないかと思われます。

3番目には景観の視点ですね。やはり鴨川というのは非常にすばらしい景観を持っているんで、四季の木々が見られて、小道には花が咲いてるとか、遠くには山々が見られる、そういうふうなすばらしい景観をこれからも保持してやっていく必要があるんで、そういうための植栽とか植林とか、そういうようなこともしっかりやっていく必要があるんじゃないかと思ひます。

4点目の視点が、にぎわい創出の視点です。これは夏のいろいろ行事がありました。こういう特設ステージをつくって、皆さんがいろいろパフォーマンスをされました。三条・四条間で特設会場を設けたわけですけども、こういうことを年に一、二回やりながら、鴨川流域の至るところに小さなステージをつくりながら、いろんな学生さんとか自分で好きなことをできるような方が歌を歌い、パフォーマンスをしている、演劇の練習をしている、そういうようなこともできるような空間にしていく。そして、にぎわいをつくり出していく。そして、例えばコンテスト制にして、そういう人の中から10人ぐらいを、7月とか12月なんかに特設ステージで発表いただくというようなことにしていけばいいんじゃないかと考えます。今、大きな橋の下にはギャラリーがあるわけですけども、ここもやっぱり照明を明るくしながら、もっと音響施設をしっかりしてみんながそこへ集まれるような空間にしていくと。今見ると、何か寂しいような気がします。そういうようなにぎわいを創出していくということが、4つ目の視点ですね。

5つ目の視点としましては、いわゆる健康保持。市民・府民が鴨川でマラソンをするとかストレッチをするとか、あるいは散歩をするとか、健康の保持・維持をしていく、増進をしていく、そういうふうな空間に鴨川が利用される。そういうようなものになっていけばいいなというように考えますね。

それから6点目の視点としては、憩いの空間ということですね。憩いの空間ということで、家族が休みになればお弁当を持って楽しく団らんをすとか、場所を限定すればいいんですけども、バーベキューをして職場の仲間たちが語り合うような空間が欲しいと思います。そういう空間が鴨川にできれば非常に愛される鴨川になるでしょうし、有効利用になるのではないかと思いますね。

それから7番目の視点として、やはりそういうためには、安全で安心である、防犯・防災がちゃんとできていると。夜でも、カップルが鴨川沿いに座っていても、老人のご夫婦が散歩をしてても犯罪が起こらないようにパトロールするようなことを、警察なり自治体がしっかりしていくというようなことですね。

それから、全体像として鴨川全体を鴨川公園とみなして、京都に来れば必ず鴨川へ行きたいなというふうなもの。そういうような総合した視点で観光の目玉に、鴨川は観光の拠点であると、必ず京都に来たら鴨川へ一回は訪れると。国内の人も海外の人も鴨川を訪れて京都のよさを再認識するというような視点で、愛される京都・鴨川を構築していけばどうかということでもあります。

新しい意見ではありませんでしたが、以上で発表を終わります。ありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございます。

何かご質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、引き続きで恐縮ですが、元橋さん、お願いいたします。

○元橋

元橋でございます。

私も府民会議に2年間出席させていただきまして、私なりに感じたこと、思ったことを反省しながらお話をしていきたいと、こういうように思っております。

まず第一に、この府民会議の発展のためにということで私の考えたのが、この会議が8年間も続いておるということは、意見も人もマンネリ化してるんじゃないかと。こういうふうに私は感じました。そこで、この議題を出される方も大変だと思いますが、そこで、座長以外、全員全部メンバーチェンジしたらどうかと。こういうふうなことをすることによって、また新しい意見が出るんじゃないかと。また、そのときにいろいろ専門的な意見が聞きたいというふうなことになりましたら、今まで出席していただけて

方で専門部門の方がたくさんいらっしゃいますので、その方にその議題を取り上げて、講師として説明していただくというふうなことをしていただいたら、この会議はもっと発展するんじゃないかと思います。そして、うわさですけども、来年は学生さんもこの会に入れるというふうなことをちょっと聞いておりますので、そういうことも非常にいいんじゃないかと思いました。

それから、2つ目に半木の道の紅しだれの桜の件ですが、現在、74本の紅しだれが植樹されておりますが、世界の観光客からも認められまして、今回、世界の空港ターミナルにこの半木の道の桜の写真が出ます。非常に、我々も世話をしてる生きがいに感じておるところでございまして、この点の除草とかいろいろの費用とかいろいろなもんを年間で400万円以上使ってやっております、今度も紅しだれのところに新しく柵をつくって、府さんの協力で作っていただきまして、ほんとによくなったと思っております。この活動を、我々はいろいろ寄附活動とかサポーターなんかを集めていろいろのもんを考えながら守っていきたくて、こういうふうに使っております。

次は、鴨川の景観と観光地の宣伝ですね。今まで何回もお話が出たと思うんですが、鴨川の床の冷房の目隠しをするというふうな話もかなり何回も聞いたんですが、依然ずっと同じ状態が続いていると。あれから何か進んで目隠しができたんだろかというふうなことをいまだに疑問に思っておりますので、こういうことでちょっと手おくれになってるんだとかいうふうな説明を、こういうふうな会にはしてほしいなと感じております。

それから、鴨川の河川敷におりる出口に、以前にも私、申し上げたと思うんですが、出入り口に説明文を、日本語とか中国語・韓国語・英語とかっていうふうなものを早く設置していただいたら、おもてなしの一つのあれになるんじゃないかというふうなことをいまだに思っております。

それから、いまだに犬のふんが多いんですね。ペットを連れていかれる方なんかを禁止したらどうかと。それも、特に桜のときやとかもみじのときとか、こういうふうな一番観光客の多いときはそういうふうなことを徹底してやられたらどうかと、こういうふうに使っておりますし、自転車もついでに禁止したらどうかというふうに使っております。

それから、鴨川の環境と災害は、先ほどもいろいろ話が出ておりましたように、上流に砂防ダムを早くつくるというふうなことも早くやっていただきたいなと思っております。

す。

それから、鴨川の両サイドのところにトイレがいまだに少ないというのを、あちらこちらの観光客からいろいろ話を聞きます。だから、こういうようなことも早く設置していただくような方向にはならないんだらうかというふうに思っております。

皆さんのご意見をいろいろ今まで2年間聞いてまいりましたが、ここで意見を述べるばかりでありまして、上へ持ち上がった意見がどんだけ皆さんのあれに志向されているのか、やっておられるのかというのがいまだに不明でございますので、その辺もうちょっと筋を上から下へ通していただくとありがたいと思っております、私の今までの2年間の意見とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○金田座長

どうもありがとうございました。

何かご質問は。

はい、どうぞ。

○久保

まず専門域の部分でということで、鴨川の床のこと、冷暖房の室外機のことだと思んですが、ご意見いただきましたけども、これは努力目標ということで、条例で目隠しをなさいという義務づけではございません。それと、鴨川の納涼床というふうに今おっしゃっていただいておりますけども、鴨川の右岸側全域なんです。全域ということは民家も当然入ってるわけですね。その民家の室外機に関しても一律に、見よいものではないから目隠しをしましょうという努力目標というのがついております。

それについて京都市さんのほうで——これは組合の部分だけっていうことじゃなくて、組合外の私的な部分で使ってらっしゃる方もおられますので、それを組合で指導ということができないということと、条例上義務づけというものでもございませんので、個店の努力目標として、こういうことは見苦しいからできる限り自分の顔という見方をしてきれいにしましょうよっていうふうに、組合のほうでは各組合員に全部、とりあえず意思を統一するように働きかけて、あとは京都府のほうの担当部署の方に個別に一軒、一軒を回っていただいているという状況で事が進んでおります。団体に一応話は上がってきますので、鴨川納涼床の協同組合だけじゃなくて木屋町会とかあの近辺の組合、もちろん町内会も含めてですが、そこに意見を上げてもらって、そこから京都市さんのほう

にというラインで事を進めてるような現状なんです。

ですから、それがどうしても見た目にピッチが遅いように見えるというのは、幾つもの団体が絡んで、そこから京都市さんに上がって行ってっていう部分があるので、見た目はそういうふうに見えるんじゃないかなとは思いますが、現実には数軒に関しては目隠しをして対応はしておられるところもございますので、スローなペースではありますけれども進んではっております。

ですから、条例上だめですよとって改修しなければいけないというのは、納涼床の形状ですね。5年間のアローアンスをいただいて、一応それは一律全ての納涼床で完了いたしました。条例上の室外機が目隠しということに関しては、ちょっとこの文言の中で——法律を犯して室外機が出てるのになぜそれを早く改修させないやというふうに、文章を見させていただくと読めましたので、そうではないんですよということをご説明させていただかないかと思ひまして、お話しさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○金田座長

ありがとうございました。

土居さんも。

○土居

多言語によるホームページの発信につきましては、私、8年前から申し上げてきておりますので、ぜひとも2020年東京オリンピックまでには実現していただきたいというふうに思います。

それと、半木の道につきましては、桜とか、京都府立植物園が例えば夜間のライトアップですとかいろんなことをなさいますので、それとコラボできるような取り組みがあれば何か取り組みをなさったらいかがかなというふうに思います。

それと、先ほど自転車を禁止したらどうかというふうにおっしゃったんですが、実は鴨川の河川敷は信号がございませんのでノンストップで走れるということで、多くの方がご利用なさってます。それがいいのか悪いのかはよくわからないんですけれども、そこまで禁止するというのはいかがなものかなというふうに感じております。

以上です。

○金田座長

ありがとうございました。

○元橋

私が言うてるのは、その期間だけを禁止したらどうかということなんです。

○金田座長

どうぞ。

○大原

つけ足しといいますか、課題に挙がったのでちょっとつけ足しさせてほしいんです。看板について。実は私、前回の発表のテーマにしようかなと思ってたときがあって、看板について。五条から北大路までの看板を全部写真撮って、向きとかも調べたんですね。いろいろ警告・注意みたいなものと啓蒙、お願いみたいなんと案内みたいなんと、大きくわけられるんですけども、出入り口につけるということで——あんまり鴨川で生まれ育ってそこに住んでて外に行かざる人っていないくて、絶対外から中に入るわけですから、入り口っていうのが明確にある。入り口じゃないところからおりていかざる人もまれにはいはると思うんですが、そんなところにはもともと看板は立ってないんですけども。入り口に対しての看板、帰りしなの看板、それと川を見ながら一緒に見る看板っていうふうに大きくわけて、一応考えたりとかしたらどうかかなと思うことがたくさんありました。

例えば、看板、A面しかないんですけども、B面、こっち側は何にも使っていないんですね。そしたら、入り口からは今から入る人に向けてのことで、帰りしなは裏も使って、裏に帰らざる人に向かってのことを書いたら、1本の看板の柱で2つのことができたりとかするんですね。看板なんかでもこんな木、木っていうか樹木のところを乗り越えて、ここに行ってやっとなめるっていう看板があったりとかして、だれがここに立てたんかなっていう発想のようなものがたくさんあったりとかして。

鴨川をきれいにしようねとかいうような啓蒙みたいなものは、もう少し下げて川面と一緒に見れるように下げたらええん違うかなと。こうやって鴨川の写真を撮ったら、看板がものすごく邪魔なんですね。景観的に見ると。それをもっと景観に優しく、低くする。低くしても、人混みの中で見るわけじゃないので見れるん違うかな。美しくしようの会さんのきれいにしようみたいなやつなんかは、低くしてあって川と一緒に見るほうが絶対、絶対とは言いませんが、いいん違うかなと思うんですね。

そら、家でもお店でも、中へ入って居間まで行って初めて靴脱いでくださいって看板あったらおかしい。入り口に、靴脱いでくださいっていう看板があるべきであって、鴨川も同じく、入るときにこんだけのことを知ってから入れよと。入ってから、こういう

ふうなことやってんねん、こうなんやでっていうのを、ちょっと位置とか場所とか、あとさっきも言うたようにA面使てB面も使たら、1本の支柱で倍の宣伝ができる。それも出入り口、入らる人と出ていく人に対して1本の看板で済むのに、何でこんなことをしてんのやろなっていう看板がほとんどやったんですね。

その辺をちょっとまた機会があれば、そうやって外国語のこともやらはるときの機会でも結構ですので、考えてもらえたらなと。当然、外国語のことをやる時はそういうことを考えてもらえたらなと思います。

あと、自転車の通行禁止。これも一応ええことか悪いことかって、ええことのほうが多いということに世の中ではなってます。エコですから。で、自転車乗ってはる人、多い。通勤してはる人、多い。

最近、私らの「田の字地区」では、自転車はなるべくここ走れというラインを引く実験をやっております。そこ、人間が歩いてもいいですし、自転車はそこ以外もいいんですけど、基本、ここできたら自転車がかっ飛びよる、かっ飛ぶっていうか、わあーって行くから、おばあちゃんらはなるべくよけたほうがええでというようなことをやってるわけですけども、鴨川でも一本、線を引きゃいいと思うんですね。線引くのがあれやったら、一応ルールで大体ここから1mぐらいのそこを、そうやってエキスポレ的にノンストップで走りたい人は走ってはる。別に、そこ人間も行ってもええんやけど、一応そういうやつが走るところやし、気づけたほうがええでと。自転車はそこ以外を走ったらあかんわけはないんですが、なるべくそこを走るようにして。人間も、なるべくそこを走るとんなっていうのを思いながら歩くっていうことで、そんなにお金もかからへんし、そんなにあれなことはないかなと。

先ほどの元橋さんが言っはるのは、期間中、そこをちょっとそういうイベントにしようっていうことなんで、それについてのどうのではないんですが、全体的に一年通して考えれば確かに危険ですし、自転車はなるべくここ走れよ、お年寄りとか普通の人とかは、ここ自転車が思い切り走るとるからなるべくよけて歩けばいい、そういうことになるん違うかなと。

もう一つ追加させてもらいたいんですけど、これは意見というか——中学生の子供を育ててます。今、春休みになって子供らが遊びに来ました。遊ぼうと思ったら、ここゲートボール場やからとか、御所行ってもここゲートボール場やからって。お年寄りがそうやってゲートボールしはるとこは大事やと思うんですけど、中学生が遊ぶとこないん

ですね。ほんまに。中学生、この委員会に出てきて、僕らの遊ぶ場所つくってくださいって言えへんですよね。親も、その子の親ぐらいやったら忙しいから、僕は来てますけど、来れへんですよね。どうしてもお年寄り、お年寄りのほうがそら日本には多いし、お年寄りのためのもんをつくったほうがいいのかもしれないけど、お年寄りを背負っていってくれるのは若者、子供やっていうことを、いろんな場面で考えて施策に入れてもらえたらなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○金田座長

ありがとうございます。

いろいろご意見をプラスしていただきました。議論すべきことはいろいろございます。いろんな形でご報告をいただきましたので、それこそマンネリに終わらないようにちゃんと議論をさせていただきたいと思いますが、議論をしないとそう簡単に方向性を見つけられないということも多いので、そのあたりはまたこれからもどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

(2) 鴨川流域ネットワーク（仮称）について

○金田座長

急いだようで恐縮ですが、一応これでご意見をまとめてご発表いただくという形はひとわりいたしましたので、それを終えまして、2番目の議事に入らせていただきたいと思います。

2番目は、「鴨川流域ネットワーク(仮称)について」ということでございます。その鴨川流域ネットワークというのは、前回もご報告しておりましたが、鴨川に関する基金をつくったらどうかということにつきまして、座長と副座長、つまり私と川崎先生であります。それにさらに新川先生と、それから提案者の杉江さんの4人で2回集まって議論をさせていただきまして、一応の現時点での成案、もうちょっと細かい詰めは残っておりますが、成案を得たということでございます。

それで、その名称を「鴨川流域ネットワーク」というぐあいに称しているわけがございますけれども、それがこの設立準備会ですけれども、その議論として、鴨川流域の地域創生を目的とした一般社団法人を設立したらどうかと。そして、その一般社団法人の中に鴨川基金を、これもまだ仮称でございますけれども、創設したらどうかということをご提案申し上げたいというふうに思います。

これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

鴨川条例担当課長の北野でございます。失礼して、座って説明させていただきます。

それでは、右上に「資料2」と記載しております資料をお手元にご用意ください。議事の(2)、「鴨川流域ネットワーク(仮称)について」でございますが、先ほど金田先生からご説明がありましたとおり、設立準備会のご提案内容を事務局から説明させていただきます。

それでは、1枚めくって資料下段中央のページ2をごらんください。

「1 鴨川流域ネットワーク(仮称)の目的」ですが、「鴨川流域懇談会の基本方針に基づき、千年の都を流れる鴨川の河川美化啓発活動を通じて、鴨川流域の地域創生に寄与する」ということでございます。

鴨川流域懇談会の基本方針についてですが、次のページ、資料下段中央の3ページをごらんください。黒い四角の4つ目でございますが、一番下に3つの基本方針が記載してございます。1つ目が「安心・安全の鴨川をめざして」、2つ目が「千年の都・京都の美しい鴨川をめざして」、3つ目が「より一層多くの人々から親しまれる鴨川をめざして」でございます。

この会は、黒い四角の1つ目に記載してありますとおり、鴨川をめぐるさまざまな課題やその解決の方向性、さらには今後の鴨川のあるべき姿について幅広く議論を行い、この議論を踏まえた上で、鴨川条例や鴨川河川整備計画が策定されました。

黒い四角の2つ目で記載のとおり、平成17年3月26日に設置されておまして、同じく黒い四角の3つ目、「懇談会委員」で記載しておりますが、現在の鴨川府民会議のメンバーでは、金田座長、杉江さん、田中さん、新川教授が懇談会委員として参加しております。

それでは、次の4ページをごらんください。

「2 経過」でございますが、黒ダイヤの1つ目のとおり、平成27年3月4日、昨年開催の第29回鴨川府民会議でメンバーの杉江様から鴨川基金創設のご提案があり、黒ダイヤ4つ目のとおり、前回、金田座長、川崎副座長、新川委員、杉江委員の4人で設立準備会を発足いただきました。その後、黒ダイヤの一番下のとおり、1月と3月に2回設立準備会を開催し、検討いただきました結果、鴨川流域の地域創生を目的とする「鴨川流域ネットワーク(仮称)」を一般社団法人として設立し、その資金調達方法として社団内に鴨川基金(仮称)を創設することを鴨川府民会議に提案する旨、決定いただき、

本日の提案の運びとなりました。

次に、5ページをごらんください。

「3 一般社団法人『鴨川流域ネットワーク』(仮称)の事業」についてでございます。

「(1)河川環境保全に関する事業」につきましては、記載のとおり、「地元住民、企業、京都府及び京都市が相互に連携し、オール京都でボランティア等と協働することにより、河川美化啓発イベントや植栽した樹木の管理などの維持管理支援を行う。」という事業でございます。「(2)河川ボランティア育成に関する事業」でございますが、子供たちに河川美化啓発の重要性を学んでもらうことにより、将来の河川ボランティアの育成を図るため、親子で楽しめる鴨川の清掃活動、自然観察会及び歴史・文化・環境・防災学習会などを行う。」という事業でございます。「(3)鴨川基金(仮称)及び賛助会員募集事業」は、以上のような1番と2番の事業を行うため基金を設け、広く寄附を呼びかけようという事業でございます。

それぞれのイメージをもう少し具体的に説明いたします。1枚めくって、6ページをごらんください。

まず、4(1)となっておりますが、1番目の「河川環境保全に関する事業」ですが、一番上に記載してありますとおり、「地元住民、企業、京都府及び京都市のオール京都で鴨川環境保全の仕組みづくりを行う。」というものです。

次に、7ページの縦の資料でございますが、これが河川美化啓発イベントや河川維持管理支援の例でございます。左上から、現在、北の拠点には半木の道と鴨川茶店、中心部の拠点には花の回廊と鴨川納涼がありますが、南の拠点がございません。そこで、現在、京都府では勧進橋からくいな橋の920mの区間を南の拠点と位置づけまして、里桜を10mに1本、全部で92本を植樹する予定でございますが、今後の課題は、樹木の管理とイベントであります。この課題を、地元企業やボランティアの協力を得て、鴨川流域ネットワークの環境保全に関する事業で解決しようというものでございます。

次に8ページをごらんください。

「4(2)河川ボランティア育成に関する事業」ですが、鴨川流域ネットワークが親子で楽しめる鴨川の清掃活動、自然観察会、歴史・文化・環境・防災学習を実施するというものでございます。写真は事業のイメージですが、新聞告知による募集で協賛会員を募集するとともに、参加される方に鴨川基金への一口募金や個人・団体賛助会員の入会を勧誘するというものでございます。

9ページをごらんください。御存じの方も多いと思いますが、平成17年から鴨川のボランティア活動が教科書に掲載されておりまして、日本を代表する鴨川のボランティアの火を消さないためにも、鴨川流域ネットワークで河川ボランティア育成に関する事業を行うというものでございます。

次、10ページをごらんください。

「4(3)鴨川基金(仮称)及び協賛会員募集事業」ですが、ただいま説明いたしました河川環境保全に関する事業と河川ボランティア育成に関する事業の2つの事業を行うために、鴨川流域ネットワークに鴨川基金を設けて、広く寄附を呼びかけようというものでございます。一例として、鴨川納涼や京の七夕等の催しを活用して、参加者に鴨川基金への募金を呼びかけるとともに、協賛していただいた会員のPRブースなどを設置し、さらに協賛していただける方を募集しようというものでございます。

次に、11ページをごらんください。

「5 組織図」でございますが、鴨川流域ネットワークは、左のほうにありますように、全ての社員で構成する「社員総会」、全ての理事で構成する「理事会」、中央の上のほうで、重要な事項について助言する「顧問」、そして基金活用事業実施計画の審査を行う「鴨川基金(仮称)運営委員会」で構成いたします。「鴨川府民会議」の皆様につきましては、鴨川流域ネットワークに対して府民意見を提供していただくという位置づけでございます。右下の「会員」の皆様には、鴨川流域ネットワークの意思決定には直接参加せず、会費の提供をいただいたり、事業に参加したり、協力したりしていただきます。

この会員の具体的なイメージについてですが、次に12ページをごらんください。

「6 会員の種類と目標」ですが、3種類の会員を想定しております。第一に「協賛会員」です。目標は年間30団体、年会費一口30万円。この協賛会員は、そこに記載してありますとおり、「この法人の目的に賛同して入会した団体又は個人で理事会で承認された者」です。協賛会員になっていただくと、地元マスメディアや鴨川茶店・鴨川納涼・京の七夕等を通じて、当団体の河川美化啓発に協賛いただいていることをPRいたします。次に、第二「団体賛助会員」です。目標は年間300団体、年会費一口1万円。この団体賛助会員は「この法人の事業を賛助するため入会した団体」です。団体賛助会員になっていただくと、鴨川の清掃活動への作業用品貸与や回収したごみの処理を鴨川流域ネットワークが実施します。第三に「個人賛助会員」。目標は年間2,000人、年会費一口1,000

円。この個人賛助会員は、「この法人の事業を賛助するため入会した個人」です。個人賛助会員になっていただくと、鴨川河川美化啓発オリジナルステッカーを配付するとともに、親子で楽しめる河川美化啓発事業をメールで配信し、一般公募より優先いたしますと。

最後に、13ページ、「7 一般社団法人設立までのスケジュール」でございます。本日、第33回鴨川府民会議で設立準備会の案を提示いたしました。今後は、鴨川府民会議の皆様のご意見を踏まえ、平成28年4月以降、できるだけ早く一般社団法人を設立し、2年後を目途に公益社団法人を目指すというものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○金田座長

ただいま説明していただきましたような内容を検討会議としては考えまして、ご提案させていただきたいと思っておりますが、何かご質問、ご意見などございませんでしょうか。予定といたしましては、今、最後に事務局から説明してもらったとおりですが、本日いただいたご意見を加えまして再検討いたしまして、その上で4月以降、つまり次年度になりますが、できるだけ早く一般社団法人を立ち上げるように準備作業を進めていきたいと。それと、できればそれを先ほど申しました夏の、あるいは4月の行事には間に合わないと思えますけれども、できるだけ近いイベントの機会などに宣伝できるようにしていきたいというふうに、日程的には考えているというところでございます。何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○久保

一応確認ということで。最終的なスケジュールで28年4月以降に「一般社団法人鴨川流域ネットワーク（仮称）設立」という形で書かれておりまして、最終的な目標として30年4月に公益社団法人に移行するというので、それまでに書かれておるこの会員の種別であるとか組織図に関しては、一般社団法人の組織図ということでよろしいのでしょうか。

○金田座長

はい。基本的に、組織そのものの形式はそんなに変わりません。ただ、名称が若干公益社団法人の場合に違うところがあると思います。が、構造はそんなに変わらないことで考えているところです。ただ、法律的な、名称だけじゃなくて、例えば財務処理の仕

方とか何かは大幅に法律で決められている部分が多いと思いますので、そのあたりは違うと思います。

○久保

それが変更になってくるということで。

○金田座長

はい。私の説明で不十分だったら、事務局から説明してください。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

いや、十分だと思います。公益社団法人は、金田先生がおっしゃったとおりで、一般社団法人から公益社団法人に名称が変わることと、あと、公益性について公益認定等委員会というものの認定を得て、いわゆる財務内容について表示する細かい規定がございまして、貸借対照表と損益計算書とといいますか、正味財産計算書の表示が変わるということで、目的自体は変わることはございません。

○久保

ですから、この中の組織図とか、そういった類いのものは全くさわる必要はないということですね。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

基本的には、もう理事会も設置しておりますので、さわる必要はございません。

○久保

わかりました。ありがとうございます。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

○元橋

これ、社団法人をつくられるんですね。これで理事になられる方は、この懇談会の委員の方が皆、理事になられるんですか。

○金田座長

それにつきましては、具体的に細かいことを決めているわけではございませんけれども、府民会議のメンバーからも理事会や顧問にはぜひ入って、この活動をサポートするとともに、監視ではありませんけれども、助言していただきたいというふうにご考えてお

ります。

○元橋

組織的には会社と全く同じような手続をせんりませんので、任期が2年でやられるのか1年でやられるのか、そういうようなことも大体決めておられるんですか。

○金田座長

それは、実は京都府の場合には若干京都府の周りに設置されている事例がございますが、少しそれをにらみながらということではありますが、ちょっと今の話は事務局のほうで。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

金田先生がおっしゃるとおりで、京都府の事例がございますが、役員によっては、基本的には2年でございますけれども、監事等4年でお願いしているところもございます。ですから、今後なっただけの方とも調整しないといけないと思いますので、その辺を踏まえて決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○金田座長

はい、どうぞ。

○川崎

1点だけ。今の件につきまして、理事会のメンバーは個人ということもありますし、この府民会議の扱いは、府民会議は団体という位置での扱いであったというふうに、議論してたと思いますが、いかがでしょうか。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

川崎副座長ご指摘のとおり、一般社団法人につきましては、法人格のないものでも一応社員になることができますので、おっしゃるとおり、鴨川府民会議として参加するというのも一応可能でございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○大原

ちょっと耳が痛いというか、タブーなことになると思うんですが、一応これは鴨川のことになってます。で、例えば鴨川の水のこととか工事のことだけで言えば、こうやって河川課、土木課、京都市と京都府、それでここに書いてあるオール京都ということで

いいと思うんですが、環境だの、この周りのどうのだと言うたら、やっぱりもう少し公園を管理されている京都府・京都市の部署、それとか——もう既に観光地になってます、観光資源でもあるんです、京都の。なので、観光課というんですかね、観光の部署の方のコミットメントとかが必要なんじゃないかなと。それで初めてオール京都と言えるん違うかなと思うんですね。京都府の土木課と京都市の土木課が一緒やからオール京都というよりは、京都市、京都府のそれぞれ、公園課か知らんけど——公園とか環境とか清掃局ですかね。そんなんと土木課、河川課とかが一緒になって初めてオール京都と言えるん違うかなというふうに感じました。ちょっとご検討をお願いします。

○金田座長

その件につきましては、準備会のほうで相当議論をしたわけですが、それが一番最初の目的のところ、そういう趣旨で書き込んでいるところ、要するに、鴨川の河川美化啓発活動、それからそれを通じて流域の地域創生に寄与するということが目的でございます。例えば、国交省の委任を受けて京都府が実施している河川管理、具体的には京都府の河川課が担当しておりますが、それは従来どおりやっていただく。それから、都市公園の管理も従来どおりやっていただく。全て、特にハードの部分などは自治体の実施の機能を十分発揮していただく、これは大前提でございます。大前提でそれは進めていただくんですが、それと連携をとりながらソフトの部分の啓発活動とか、それを通じて寄与するという本当のソフトの部分を、この法人としてはやっていくという形でございます。ですから、何もかもそこに集めて、そこが権力を持ってやっていくという、そういう種類のものは全く構想しておりません。

はい、どうぞ。

○元橋

12ページの「会員の種類と目標」のところなんですが、一番下に「一般公募より優先」と書いてますね。これ、申し込まれる方を拒むわけにはいきませんよね、だれも。その方が「いや、賛助会員でなしに正会員にしてくれ」と言われたときは、どういうふうになさるんですか。

○金田座長

正会員と今おっしゃっておりますのは。

○元橋

会員の種類なんですね。

○金田座長

3種類しか会員はないんです。

○元橋

なら、一般で募集されるのも賛助会員しか募集しないと、こういうことですか。

○金田座長

はい、そういうことです。しかも、こういうことをマイクが入ってるところで大きな声で申し上げるのは甚だはばかれるんですけども、例えば多額のご寄附をいただきたいと思っている協賛会員の方なども、その協賛会員になっていただく団体が反社会的な形の活動を万が一にもされているようなことであれば、それはこういう法人の目的にはそぐわないのでご遠慮いただくというようなことも含めて考えていかなければならないというふうに思っております。

○元橋

そこが一番大事やと私も思ってたんです。

○金田座長

はい、どうぞ。

○真下

今、全体を読ませていただいておりますけども、大げさにネットワーク事業ということで社団法人を設立されてるんですけど、新奇性というか、事業自体は何ら新奇的なものがあんまりないように思うんです。今までのいろんな会があるでしょう。例えば野鳥の会とか、ボランティアで清掃をする会とか、そういうものをここに一元化して集約していくという意味であれば、そういう基金をつくってお金をつくって一元的にやっていくというのはわかりやすいんですけど、それがまた別個にあって、これをまたやるという中身の割に——これ、ファンドがお金を何ぼ集めるかわかりません、集まってくるかわかりません。

せやけど、その割には、事業としてこれを見てると、失礼な言い方をしたらいかんけども、大した事業というか、新しい事業というものが何らないんじゃないかと。お金をわざわざ集めてやっていくというようなことに、どういう新しいことをやっていくのか。今までほかの組織団体がたくさんあるのに、それにさらにまた名称だけ変えたような社団法人、さらに公益法人に変えていくのか知りませんがね。そういうところが——今これを読んだだけでも、事業として河川環境保全に関する事業云々、河川ボランティア

育成に関する事業云々、それでお金を集めるという話で、お金を集めるだけで、何かもう一つ「これや」というような事業が感じられないんですけどね。どうなんでしょうか。

○金田座長

その点も随分議論を重ねたところなんですけれども、基本的にこれまで活動していただいている団体の事業は引き続きそこでやっていただく。つまり、そういう意味での新しさがないと言えれば新しさはないんです。ただ、その活動のための協力にこの基金からそれを支出したりするということができるというか、それは非常に大きな役割に、継続的に進めるための役割になるというふうに考えたということです。ですから、もちろん今ここで検討する必要がありまして、こういったことをやらないといけない、やったほうがいいんじゃないかということが出てくるかもしれませんが、最初からそれを特に構想しているわけではなくて、今はここに書いてあるような形で想定しているという状況です。

○真下

ということは、この組織が親玉というか、いろんな組織があるのに屋上屋を重ねて、ファンドだけをつくって、そこから軍資金を支援しますよというような感じになるんですか。

○金田座長

それもやります。

○真下

そやけど、この事業を見てると、ほかの組織がやってるような事業しかやってないじゃないですか。この2つ。ネットワークでやる事業というのは、河川環境保全に関する事業と河川ボランティア育成に関する事業というようなことでしょう、今のところ。そんな事業だけしかやらずに、ファンドをつくって金だけを集めて、そしてほかの組織団体が今までやってこられた——いろんな組織団体がありますわね。そこにお金を配るといような感じになっていくわけでしょう。そしたら、資金管理団体みたいな感じになってしもてね。それやったら、例えばそういう事業を一元化していく、屋上屋を重ねずに一元化してシンプルにしてそういう事業をしっかりとっていくということでお金を集める、そういう意味ではファンドも集まってくるんじゃないかという感じがしますけど、どうでしょうね。

○金田座長

基金につきましては今ご指摘の状況に近いわけで、できれば基金を通じてそういうふうにサポートしたいと考えておりますが、それ以外のネットワーク事業というのはやはり極めて重要だと思っております。特にこの鴨川府民会議でいつも議論になっているさまざまなこと、あるいはこの議論を踏まえていろいろ現実に実施させていただいていることなども京都府、京都市が直接的にかなり無理をしてやっていただいているところもありますし、当然やるべきこともあって、その両方の区分がなかなか難しいという点はあるんですけども、特に目的に書いたようなソフトの事業は引き続き検討し、サポートをしていくという姿勢です。

○川崎

今の点、座長が今申されたとおりなんですけれども、基本的には、なぜ必要かというご提案が杉江委員のほうからあって、準備会のメンバーの中でも認識されました。というのは、必要性は——真下委員が言われたようにそれぞれの団体というのは活動はされてるんですが、極めて不安定であり、不安定といったらちょっと言い過ぎですが、例えば資金的な問題もそうですし、また世代がどう切りかわっていくのかとか、それから組織自身が生身のように動いていきますので、そういう意味で未定な状況があったり先行きが確定してないとか、いろいろな問題がある。そういう中で、基本的な原則として河川美化というものを置いてますけれども、これをどう維持管理していくのかというのを、各団体が複合的にありますが鴨川府民会議の土台の上に立った中で柱をどういうふうに決めていくのかということ、この際きちっと考えましょうということになりました。

それで、6ページに6つ書かれておりますが、集まる額によって、河川美化であるとか基本的な活動、アクティビティをベースとして支援していきます。そして、集まった金額に応じて、例えば環境保全の調査・研究であるとか、歴史・文化の環境であるとか、環境保全・維持管理と申しても非常に多様にあって、それはまずこの2年間トライアルでスタートして——公益事業を目標にしますけど——その間で事業をさらに拡大していくというか、新しいものもそこで考えていくと。この基盤を全く外して考えてるわけではなくて、実はこれ当たり前のようには見えるんですけど、それぞれ一つ一つに広がる展開というのを持っているというふうに私は理解しております。

以上です。杉江委員から。

○金田座長

はい、どうぞ。

○杉江

まず、先ほど大原さんが述べられたオール京都という話ですけども、皆さん御存じのとおり、鴨川の本来の管理者というのは治水関係で京都府がやっております。そして、水質については実は京都市です。と同時に、橋もそうなんです。一部、橋の場合は国道1号線を除きますけども、そういう意味において、オール京都と。そして、行政の管理だけでは無理ですと。やはり経済界からもよりよい河川環境を維持するには——いわゆるソフト面ですね。そういった面においてでも基金をそれぞれが出し合って、将来鴨川を守っていこうという一つの目的と、隣の中村さんもそうですけど、野鳥の関係とか魚関係もそやし、我々鴨川美化の活動をしておりまして、ある一定完璧に組織化されても、世代交代で、本当のボランティアの場合は継承者がどういるかということがすごく問題なんです。私はたまたま3代目の会長との出会いがあって、私の体が健康な限りはやろうということで事務局のほうでお世話してから三十五、六年になるんですけど、会自体はそんなんで今の会長も7代目です。

せやから、今後どうやっていくかと。まして、今みたいなこういう——どういふか、昔の我々の鴨川の会のメンバーというのは、どっちかいうたら同志的な感覚を持ってたんです。けど、もう世代がかわってきて、全然ボランティアというのが。それと、僕の今までの流れの中では、いつかボランティアというのがファッションみたいなときもありました。何か流行で、ボランティアやってるのが物すごいと。だけど、もうだんだん変わってきて、生活、それから仕事に追われてくると、土日の空いてるときは手伝いましょうと。けど、それ以外はリーダーがちゃんとやってくださいよと。それと、お金のことは、そんな言われてまでしませんよと。だから、それも全部やってくださいというのが現実ですわ。ですから、結構不安定要素があります、50年やってても。

それと、皆さん御存じのとおり、源流域でああやって廃棄物が出てきて、昨日やっと3回目が終わったわけですけども、それ以後、そしたらどう監視するんやと。そうすると、今の話に出てました防犯カメラとか不法投棄防止のネットとか、そんなんどうするんかと言うても、なかなか京都府さん、京都市さん、今の税収入からいうて難しい面が多々あると思います。だから、これからの鴨川を守るには、それこそオール京都で官民一体となってお金をつくって、そういう意味において一つのこういう団体をつくろうと。なので私は提案させていただいた状況です。それでよろしいか。

○真下

いやいや、せやけど、杉江さんが言われてるのは、初めはソフトの面でこのネットワークを活用するという意味で、ハードの面については府とか市が支援をしていかなければ巨額の大きな額になるわけですから、ソフトの面を今やっていくという話やったんと違いますの。そんなハードとソフトを一緒にしてしまたら、大したお金——基金がどれだけ集まるか知りませんよ。しかし、監視カメラとかフェンスをつくるとか、そういうハードの部分については府とか市の補助金を得ながらやらなければ、補助金というか、やってもらわなければ、なかなか実現しないことで、先ほどの野外のクーラーですか、エアコンのシステムでも府から補助金が出るからできてきてるわけでしょう。そういう意味では、ソフト面でやっていくという意味じゃなかったんですか。

それで、私が言いたいのは、あらゆる団体がばらばらあるんやなしに、もし社団法人をつくったならば、その中に事業としてそれぞれみんなに入っていて一つの事業体としてやっていって、そこから不安定な部分のあるソフト面を——資金面のところもあるけれども、いろんなところをソフトとして構築していく。このネットワーク機構で構築していく。そういうようなことができれば意義ある組織であり、ファンドも集まるんじゃないかと思うんですけどね。こっちにはネットワークがあるわ、従来の組織はあるわ、どういうことをやっていくのかというようなところをもうちょっと明確にしてほしいなという気がします。

そのためには、例えば、この間最後のほうに出てきた、シカとかクマの被害が出てますでしょう。そういうところに、農林部さんですか、新しい研究開発をしていただいて、そしてそれを商品化するベンチャー企業を支援・育成するような事業をこのネットワークですとか、そういう提案がここでまた発表されるのかなと思ったんですけど、何ら新しいことはなく、こういうことだけでファンドをつくってくださいというようなことはちょっといかなものかという気がしますけどね。

○金田座長

はい、どうぞ。

○杉江

今、真下さんのほうから、ネットとか、そういうことはハードと言わはりましたけど、私はソフトと思いますね。基本的にハードというのはやはり治水問題ですよ、私から言わせたら。ですから、以前私が述べたことあると思うんですけども、河川敷公園のほうで、例えば遊具とか、やっぱり維持管理が必要です。そやから、初めつくられるに当

たっては事業予算でつくらはるとしても、ちょっとした維持管理というのは全部ソフトやと私は思ってます。ですから、細かい予算が出せん分野については、こういう基金のほうから出せるような仕組みがあっても別におかしくないとは思ってますけどね。ですから、例えば看板一つでも、これはソフト面ですよ、はっきり言うたら。ハード面というのはあくまでも治水ですよ、僕が思うのは。

以上です。

○真下

水かけ論になるといかなのですが、例えばフェンスつくるのに幾らかかるか、監視カメラ1台にしても何ぼかかるのかを試算して、それだけ莫大なお金、莫大というか、何ぼかかるのか私もわかりませんが。そやけど、ネットをつくるにしても、監視カメラ1台にしても年間作動してるわけでしょう。そういう維持管理するお金は、やはり巨額な大きなお金になるん違いますか。そういうものをファンドで集めたお金から拠出したら、すぐなくなってしまうでしょう。そういうものに使い出したら。そんなものをソフトと言いついたら、それはすぐなくなりますよ、このファンドかて。何ぼ集めるんですか、このお金を。そんなこと言いついたら、府とか市のお金を借りて、鴨川の河川の状態をやるというのは、理解の仕方が違うのであれば水かけ論になるんで終わりますけど、そこはちょっと違うなという気がしますけど。

○杉江

ちょっと、どう言うか、大げさに考え過ぎと違うかなと思います。当然、急にそんな何千万何億の金が集まるわけやないし、それこそできる範囲からしか進めないと思うんですよ。強いては、そういう方向にも使える要因があるということをおは言うてるんであつて。希望としてね。例えば、ネットフェンスとか監視カメラとか。場合によつたら、「京都府、京都市から協力して、このぐらい足らんけども、このぐらいからは協力できるやん」と、それはみんな合意の上で拠出したらいいと思うんで。100%というのはなかなか無理やと思うんですよ。市民、府民の税金をすぐに使おうと思えば、それはなかなか難しい話ですよ。

だから、極力民間からも募って寄与できるようなシステムをできたらいいなということで私は提案させてもうただけであつて、初めから大々的にそなん思てませんよ。それは今後理事会で決めはることであつて。私は提案者で、私の思いを述べただけであつて、頭からそんな大きなことは。ただ、目的としては、去年、おとしからやってた源

流のことで、不法投棄を防止するにはどうするかということで現場もパトロールしたり。そうすると、ネットフェンスが壊れてるのを直さんならんとか、そういうことでやり出したら切りがないと思います。けど、そういった行動を起こすことによってみんなが関心を持つでしょう。これが結構大事やと僕は思ってます。まあ、ちょっとそんなことです。

○金田座長

ただいまご指摘いただいた点は、事業内容としてはきちっと、社団法人をつくる以上はそこできちっと考えていかないといけないということなんですが、今の話題の中にも出てきましたように、どれだけそういうことでご寄附をいただける、賛同していただけるものかどうかとか、いろんな不確定要素があります。ただ、基本として考えておりますのは、少し理解のすれ違いというか、食い違いはありますが、基本的な河川管理のハードの部分はこれまでどおり京都府あるいは京都市が担当して、その責任を全うしていただくというのが基本です。解釈の違いはありますが、実施にはそれを考えないといけませんけれども、ソフト事業を軸に考えるということ、それが第1点のポイントであります。

それともう一つのポイントは、これまでも長期間にわたって活動してくださっている団体がございます。その団体のあり方とか事業を変えるということは全く考えていません。それに賛同した場合は、むしろサポートに回ろうというのが基本の姿勢でございます。ただ、先ほどからの話にも出てきましたが、世代交代とか環境の変化に伴って団体の活動が何らかの形でこ入れが必要であるとか、そういうことになったときは話はまた別だと思えます。それはそのときに考えないといけないことです。基本は、いかに対象が乱立しようという話であろうとも、そこは自主性を持っておやりいただくことは全て尊重していきたいというふうに思っております。

この2点に関しては基本的に変えることはないわけですが、ただ、具体的にどの事業に関してどういう形で対応するかということは、これは決定をしないとイケないわけです。その決定は、先ほどの構造で言いますと、府民会議とか顧問の方々の助言を得ますけれども、最終的には理事会のほうを中心になって決定していくと。そして、具体的な細かいことは運営委員会のほうでやっていただく。ただし、これは理事会のもとにあるということですが、そういう形で考えているというのが基本的なところでございます。

○元橋

11ページの組織図で最初に「社員総会」と書いてますが、この社員は、賛助会員とか全部の方が社員ということですか。

○金田座長

いやいや。そこにありますが、太い枠で囲ってありますね。左側の3分の2ほど太い枠で囲ってありますね。ですから、募集している会員は3種類ありますが、それは11ページの右下のほうに「会員」とあります。社員というのは理事、監事が中心になって社員を決めるということですので、大変失礼な話にはなるかもしれませんが、意思決定の総会の場、理事会の場に会員の方々に参画していただくという構想ではありません。

○元橋

はい、わかりました。

○金田座長

はい、どうぞ。

○大原

ネットワーク(仮称)のあり方だとか活動の話ではないんですが、少し脇にずれるかもしれませんが、もう一度オール京都という部分で。こだわってるわけではないんですが、まちづくり推進課/くらし安全推進課が京都市にあります。そちらに防犯カメラをつけると言うたら、9割助成されます。9割助成されるんです。不法投棄を監視するじゃなくて、防犯のために、ここで犯罪、殺人事件が起こるかもしれんからということであれば、京都市のほうで9割助成してカメラがつきます。これを私はオール京都と言ってるんですね。河川課がつけようが、まちづくり推進課/くらし安全推進課がつけようが、私ら府民にしたらカメラがついたらええわけですから、誰がつけようが別に構へん。公園の遊具を京都市がやってるか京都府がやってるか、僕らは一々知らんし、興味もないし。行政が縦割りなのは痛いほど知ってます。公園課の縄張り、河川課の縄張り、京都市の縄張り、京都府の縄張りがあるのを僕は痛いほど知ってますけども、そこでオール京都と僕が言うてるのは、そういう意味で――まだ来年度の予算はおりてませんけど、おりるんです、防犯カメラの。そこで、何とかの会なりこのネットワークで防犯のために使うということで申請したら9割出ると思います。よっぽど横やりが入らへん限りは。観光課でも何かあるかもしれん。「もっと観光のためになるんやったら、これ、使てくれよ」というのがあるかもしれん。それを全部含めてオール京都というふうに言ってる

のをちょっと理解していただいたらなと思います。そんなこだわりはないんですけど、
すいません。

○金田座長

ありがとうございます。

どこまでがどういうことでどうこうということについて今、議論をする予定ではない
んですが、オール京都という意味の趣旨はよく理解できますので。

はい、どうぞ。

○長山

ここの資金の集め方、基金の集め方なんですけども、これは年会費ということで基金
の参加者を募集されるような形になってますけれども、資金を提供するほうからしたら、
例えば「ここのネットワークでこういう事業をやりますよ。それをやるためにはこのぐ
らいの費用がかかります。だから、これだけの資金を集めたいんで、それに対して応募
してもらえませんか」というような集め方のほうが、資金を出すほうもやりやすいし、
使われ方も明確ですし、そっちのほうがいいんじゃないかなというふうに思われるんで
すけども、その辺はいかがなんでしょうか。

○金田座長

その点も準備会のほうではいろいろ議論をしたんですが、結局、先ほど一番最初に申
し上げました原則にかかわることになりまして、現在どなたかの団体がおやりになっ
ている事業に近いものを事業目的として設定してしまうと、その阻害要因、活動の阻害
要因になる可能性があるということが非常におそれられるところで、そういう活動はむ
しろサポートに回って阻害してはいけないというのが基本姿勢ものですから。ご指摘の
ように、ちょっと目的が明確ではないからこれでは会員を募集してもなかなか集まらな
いのではないかというご心配をいただいたのは大変ありがたいところなんですけども、
それは我々としても気になるころではあるんですけども、ただ、基本はそういう姿
勢でいきたいということでございますので、目的別の事業という形にいきなり設定して
スタートを切るわけにはいかないと思っております。

ただ、今後そこで議論をした上で、今までどこの団体もやっておられないけど、こう
いう事業が必要だということになって、その事業名を掲げてまた寄附をお願いするとい
うようなことはあり得るとは思います。それはまたいろんな方々のご助言を得ながら、
府民会議や顧問のご助言を得ながら、理事会のほうで検討していくというような形をと

りたいと思っております。

はい、どうぞ。

○久保

先ほどから杉江さんのお答えを聞いてても涙ぐましく、涙が出かけてるんですけど。皆さん、ちょっと頭から全く飛ばしてらっしゃることかもわからないんですけど、50年間、鴨川を美しくする会さんが鴨川をずうっと守ってこられたんですよ。これを否定される方はおられますか。多分おられないと思いますよね。全部ボランティアですよ。手伝いに行ったらタオルを配っていただける。どっかから集めてこられるんかもわかりませんが、大変なご努力ですよ。そんなもん、できるもんじゃないですよ。それをまず頭に置いといてほしいんですわ。お金は何で集まるんやとか、そういうこと言うたら別やけど。

○元橋

すいません。美しくする会だけではないんです。私らライオンズクラブも50年間やっておりますから。

○久保

そうですね。でも、アクトで鴨川ライオンズクラブ様がお手伝いをいただいて、それについてボランティアで動いてるといのは、これは事実ですよ。鴨川を美しくする会さんが動いてらっしゃるといのは、これは事実ですよ。

○元橋

今の茶店の桜なんかは、あれだけ育ったのを全部合計しますと、1億五、六千万使ってるんですね。そのぐらい育成に金をかけて丁寧にやってるのは、うちの団体だけじゃないかと思うんです。あれだけ金をかけてやってるのは。

○久保

そうですね。

○元橋

だから、今おっしゃるように、美しくする会だけでと言われると、何かちょっと違うんじゃないかなと。

○久保

申しわけございません。いや、鴨川の中のことですよね。

だから、そのことについて、とりあえず清掃活動にしても、物すごく人員が減ってい

ってる。そういった中で、じゃ、活動されなくなったらどうなるんだということを考えると、清掃活動を定期的にやってもらうんやったら誰が旗振りするねんといったら、旗振りされるいうて手を挙げられる方はおられないと思うんですけどね。鴨川の美化は一体どうなるんでしょうか。そのことをすごく考えるんです。元橋さんがおっしゃられたように、ライオンズクラブの支援というか、アクトというのはすごく大切なことやと思いますし、それをずうっと維持してらっしゃることというのは、うちのおやじも長いことライオンズやりましたから、すごく大事なことやと思います。

ただ、私は鴨川を美しくする会さんと長いことつき合ってますから、それが何か、本当にもう、何て言うのかな、上からばあっと言われてるような気がするのと、私、もうつらくてつらくて仕方がないんですよ。だから、人が足りなくなったら、そこは何かの形で補填してあげなければいけない。じゃ、どこにその資金があるんですか。ないわけですよ。だから、そういう部分も踏まえた上でこういった基金というのは考えていくべきじゃないかなと、私の個人的な意見ですけどそう思いますけど。それをちょっと頭の中に置いていていただきたいと思います。

○金田座長

ありがとうございます。

いろいろなお意見をいただいておりますが、何と申しますか、それらは全て考慮すべきことでありまして、全て無視していい話では全くありません。それは非常に深刻に考えておりますが、実は、大変口幅ったい言い方でございますけれども、準備会の中で、事務局の方にも入っていただきまして、いろいろと府の既に設置された社団法人等のご経験もお聞きしながら検討してきましたが、複数の人間がいろいろな立場から意見を出すと、結構出てくるものでございます。正直なところ、本日いただきました話は、最後までなかなか決断がつかなかったものもございまして、いろいろ検討したのもあって、程度はさまざまなんですけども、いろんな形で既に議論をしてまいりました。しかしながら、それでもかつ落ちてくることもあるかもしれませんけれども、これはまた引き続きご意見をいただきながらいきたいというふうには思います。

そういうことで、できましたら本日のご意見は全て今後も忘れずに検討を続けるということをお前提といたしましてということですが、こういった形で来年度に具体的な設立に向けての作業を起こさせていただきたいというふうには考えております。

本来、この府民会議は、ここで何か議決して決定をして方向を決めるという形じゃな

くて、ここでの意見を尊重して実施の担当部局に一所懸命やっていただくというのが基本でございますので、そういう意味では決定という意味のものではございません。決定するのは、最終的な責任は、新しくつくった法人の理事会ということになるわけでございますけれども、ご意見はきちっと考慮させていただきながら、またご意見をいただきながら進めたいと。そういう作業を起こしたいというふうに考えております。

まだ不明な部分があって、そういうことではなかなか存在意義がわからないというご意見もお聞きしておりますが、そういったことも含めまして、しかしながら、一方で、既存の活動は可能な限りサポートをしていくのが基本だということから出発してるんだということをご理解いただけたらというふうに思っている次第でございます。

そういうことで、制度上の対応もしないといけませんので、具体的に年度が明けたらすぐ作業に入らせていただきたいというふうに思っております。ちょっと中途半端ではあるかもしれませんが、ご理解のほど、お願いしたいと思います。これにつきましてご意見をいただきまして、ありがとうございました。

(3) 鴨川上流における環境保全対策について

○金田座長

それでは、残りの時間を少し急ぐ必要が出てまいりましたが、議事の3番目ですね。「鴨川上流における環境保全対策について」の議事に入りたいと思います。まず、事務局から説明をお願いいたします。

○北村（京都府建設交通部河川課主査）

事務局の河川課の北村と申します。よろしく申し上げます。

それでは、資料3の「鴨川上流廃棄物撤去工事について」をごらんください。

1番としまして「京都府施工 河川内撤去工事概要」ということで、工期は、今工事をしておりまして、平成28年2月29日から3月18日まで。場所は、裏面に地図が載っておりますけれども、前年度もやりました上流の山幸橋から上流側の「今回清掃区間」と同時のところでございます。工事内容としましては、当初の施工の880mのうち、下流区間500mについては昨年度4月に施工しております。残す上流区間約380mについて今回施工しております。ちなみに、工事費は約880万円となっております。

2番としまして「ボランティア実施の鴨川源流域河床清掃」ということで、主催は鴨川を美しくする会さんでございます。協力としまして、当鴨川府民会議、京都府建設交通部河川課、京都土木事務所、京都市建設局土木管理部河川整備課さん、京都市環境政

策局廃棄物指導課さん、京都市環境政策局まち美化推進課さん、京都市北区役所地域力推進室さん、京都府下鴨警察署さん、京都府北警察署さん等でございます。昨日の3月21日(月)に清掃を行いましたので、その模様を今から上映させていただきます。

(ビデオ上映開始)

○北村(京都府建設交通部河川課主査)

昨日、時間は午後2時から、予定は4時半やったんですけども、皆さんにご協力いただきまして3時過ぎに終了しました。場所は、裏面の地図にありますように、上流区間の380mで、参加人数としては約50人ほど集まっていただきました。河川内清掃になれているダイビングスクールなどのメンバーさんに来ていただきました。以前と同様でございます。

昨日の夕方の6時45分からのNHKのニュースでもこれが放送されております。ごらんになった方もおられるかもしれませんが、さっき杉江さんが言っておられたように、一般の方も、鴨川の上流がどういうことになってるかというのがわかったんじゃないかなというふうに思っております。

すいません。実は、音はとれてるんですが、清掃ですのでガーガーと音がするものなので、あえて消しておりました。ちょっとしーんとして、申しわけないです。

(ビデオ上映終了)

○北村(京都府建設交通部河川課主査)

それと、別添の資料。先ほど進行のほうで言っていました、右肩に「回収資料」とございます、京都新聞さんの記事を紹介させていただきます。

先ほどの資料3の1番の撤去工事で言いましたように、工期が2月29日から3月18日でしたけども、3月12日の京都新聞さんの朝刊で「鴨川上流の産廃撤去」ということでご紹介いただいております。これのとおり、「府、残り380メートル中旬完了予定」ということで大々的に報道されていて、これで皆さんに知れることによって上流の環境問題に皆、意識を持たれたかなというふうに思っております。

説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

何かご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

昨日は、私は何の役にも立たずに立ってただけなんですけど、天気がよくて非常によ

かったんですけど、寒かったですね。

どうぞ、澤さん。

○澤

きのうは僕も参加させてもうたんですけど。ちょっと、文句といたらあれなんやけど、この京都新聞さんの回収資料のほうに、工事を「3月中旬までに完了させ、アマゴやイワナの放流時期に産廃が流出しないように」って書いてあるんやけども、これほどこの情報なんかなと思ってね。うちはこれ京都新聞さんに全然話もしてない中で。ほんで、このエリアは実際産廃があつて、魚を放流しても定着しないっていう現状がある中で、うちは放流を見合わせてるんですよ。ほんならこれは、ぱっと見て、漁協の名前を出してはるわけじゃないんで、もしかしたら河川課さんが自分で放流しはることを考えてはんねやろかとか、勝手なことを。こんな話、あり得へんのやけどね。

そんな中で、もうちょっとこういう取材も、例えばアマゴやイワナとか、そういう魚の環境のことに対しても書くんやったら、うちとか実際魚のことで活動してる団体にもちゃんと話を聞いて、誤りのない記事を書けるといことも大事かなと思って。これやったら、まるでうちが放流するために工事の時期を早く終われるようにしてるんかとか一般の人に誤解も招くし、漁協の名前が出てるわけでもないし、誰が放流するのもわからへんし、こういうところはもうちょっと、せつかく記事にするんやったら。うちとしても、あんまり印象がええ感じではないん違うかなと思って。今後もしこういうことがある場合には、魚のことやら書くときはひとつ取材などしてもらって、真つ当な話を書いてもらいたいというのがちょっと思ったところです。

○金田座長

ありがとうございます。

ただ、府民会議としてはちょっと対応しにくいですね。

○澤

それはちょっと小言やと思ってもうて。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかに何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○澤

すいません、何度も。この京都新聞に関しては愚痴やと思ってもうたらいいんです

けど、今回、きのうも川へ入らせてもうてわかったんやけど、昨年度よりもかなり丁寧な仕事がされてました。ほんで、根本の再発防止のための擁壁とか、そんなんはもっともっと先の話とか現実的に不可能な話かもしれんけども、今回、大きい石で再発防止のために護岸に置き石を固めてやるとか、その結果を見て、業者さん選びとかこういうのも重要やったんじゃないかなと思ってたんです。

現場に行った人はわかると思うんやけど、手で拾うレベルのごみもかなりたくさん回収していただいたと思うんですよ、業者さんに。そやし、今回はほんまきれいにされて。今後、できればほんまの自然を回復するようなことを長年かかってでもやっていただければいいなと思う中で、僕らの協力もそやし、水産行政とかももっと本腰を入れて河川環境の改善に力を入れていただきたいところです。ほんまに今回の工事はすばらしかったと思うんで、それだけ一言、ありがとうございます。

○金田座長

ありがとうございます。

具体的に当たられた河川課のほうも、府民会議の意見を酌んで動いてくださったんだろうと思います。どうもありがとうございます。

(4) 鴨川流域の森林保全について

○金田座長

それでは、次の議事に入らせていただきたいと思うんですが、4番目でございます。

「鴨川流域の森林保全について」です。説明をお願いいたします。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

失礼いたします。京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当の塚本と申します。

当課では、農作物の野生鳥獣被害対策を行っておりますが、本日は、京都府で実施しております森林保全をまじえながら、野生鳥獣被害対策について資料4によりご説明させていただきます。恐縮ではございますが、こちらのほうで座って説明させていただきます。

本日は、最初に森林整備の状況、2番、野生鳥獣による農林業被害の状況、3番、野生鳥獣被害対策の取り組み状況についてご説明させていただきます。

森林内におきましては、山に木を植えます人工造林、また育ってきました木の保育などを行います下刈り、雪起こし、枝打ち、除伐、立木がちゃんと成長するように成長の不良木などを除去いたします間伐、それから森林整備と一緒に森林被害防止の施設を整

備します附帯施設整備がございます。

今回は鴨川の流域でということございましたので、その中で関係のある部分についての24年度から26年度までの実績でございます。そのうち、人工造林でございますと大体年平均1haぐらいしかございませんが、先ほど申し上げました下刈りなどの保育につきましては3年間で約50haほどの整備がございます。また、間伐につきましても、3年間でございますと283haございますし、鳥獣害防止施設につきましては190haと、かなり整備が進められております。また、この枝打ちや間伐などにつきましては、特に雲ヶ畑のほうでは山仕事サークルの「杉良太郎」の森林ボランティアグループなども実施されていると伺っております。

次に、治山事業におけます森林整備の実績でございます。これもまた鴨川流域ということでございますので過去5年間の実績でございます。治山整備をしております場所が保安林などの整備場所で、保育といたしまして除伐が6.3ha、また本数調整伐といたしまして5年間で20ha余り整備しております。森林が、水源涵養機能や土砂災害防止機能、また生物多様性などの公益的機能の発揮や優良な木材の生産などができますように、先ほどの造林の整備とこのような治山事業によります整備を行い、森林の健全な育成を進めております。

次に、野生鳥獣によります農林業被害の状況でございます。

まず、森林の被害状況といたしまして、森林の被害と申しますと、シカとかクマとかウサギによるものが主でございますが、このようにシカによる樹木の剥皮被害や角によるこすり被害、それから植林をいたしましても先のほうのやわらかいところの食害をいたしましたり、苗木の幹のほうの皮を剥いで苗木を枯らしてしまうということもございます。

次に、農林業被害の中で農業被害でございますと、シカによります苗などのものを食べたりする害とか、イノシシによります植えた豆などを引っ張ってしまう害とか暴れてしまうような害もございます。

これは、先ほどの森林被害におけますものをまとめたものでございます。野生鳥獣によりますものといたしましてシカ、クマ、ノウサギなどがありますが、そのほとんどの被害はシカによるものでございまして、その面積は3年間で大体平均、府内全域でございますが、約50haほどに上ります。

また、森林被害の下層植生の被害状況といたしまして、京都府森林技術センターのほ

うで平成23年度に食害の被害分布の調査をいたしまして解析しております。これによりますと、左側が広葉樹などの天然林の下層植生の状況、右側がスギ、ヒノキの下層植生の状況でございますが、濃い赤い部分がシカによる下層植生の衰退度が高く、被害が大きいうことが判明し、この後、被害対策を京都府のほうでも実施・強化しております。

これは、有害鳥獣によります農林業被害の推移でございます。有害鳥獣と申しますのは、シカ、クマ、イノシシ、サル、カラスなどの鳥もでございます。それをあわせますと、農業被害のほうは、上のピンク色のグラフでございますが、被害額は20年度が一番ピークで、7億4,400万円でございます。それを、地域ぐるみなどでの防除のご協力とか捕獲などもいたしまして、昨年度は3億7,900万円までさがっております。森林のほうの林業被害額につきましては、昨年度は4,400万円でございます。

次に、野生鳥獣被害対策の取り組みについて説明させていただきます。

野生鳥獣被害対策につきましては、自衛などの防除、捕獲、そして捕獲していただく担い手の確保を対策として行っております。

鳥獣害防止施設の整備状況でございますが、これにつきましては先ほどの植林木や立木について造林のほうの整備事業をまとめております。その対策といたしまして、周りに柵を張るもの、一本一本の幼齢木を守るもの、成林しています立木の幹を守るもの、それから苗木などに対してけものが嫌がる薬剤を散布するものなどが主にございます。それにつきましても、26年度はかなりたくさん対策がされております。

例えば、先ほど防護柵の設置といいますと山全体に張りめぐらせておりますし、幼齢木の保護具といたしましては、幹一本一本にカバーをしたり、ヘキサチューブというチューブを巻くようなものがございます。それから、成林してきましたら幹にこすりや皮剥きなどをされないように一本一本カバーをしたり、これはクマなどもよくこういうことがあるんですけれど、テープを巻いて立木の幹の経済価値を守るということをしております。

忌避剤については、薬剤を散布しておりますが、最近ではこのような対策は減っております。

次に、有害鳥獣防護柵設置事業の実績でございます。これにつきましては、23年度に1,030kmと一気にあがっておりますが、これはこの年に国の防護柵に対する援助が本格的に始められました結果、京都府内でもかなり整備が進みました。そして、昨年26年度

は580kmの整備が進んでおりまして、あわせまして現在2,300kmの防護柵が設置されております。

1つ戻りますけど、この赤のところは恒久型防護柵と言われるものでして、これにつきましては、このようにワイヤーメッシュを張りめぐらせたり、また3段の電気柵などをあわせて設置するなど、しっかりとした防護柵を設置するという事で防除を強化しております。

次に、捕獲対策でございます。これにつきましては、農林水産省の事業といたしまして平成25年度から有害鳥獣の捕獲を支援していただいております。シカ、イノシシもそうなんですけど、捕獲されましたら、1頭当たり8,000円の支援となっております。市町村によっては上積み補助などもございます。また、京都府が実施しておりますものとして、この国の事業を活用いたしまして広域鳥獣捕獲をしております。これは平成21年度から府県境、また市町村さんではなかなか捕獲が進まないところは市町村を越えて連携した取り組みを実施しております。26年度は41回実施し、シカは府内全域で191頭捕獲しております。あわせまして府の単費事業といたしまして、先ほどの有害鳥獣捕獲以外にも、狩猟期には狩猟で捕獲されましたら——シカに限るんですけど、1人当たり4頭から10頭目まで1頭当たり4,000円を支援しております。それと、個体処分経費の支援としてシカ1頭当たり2,000円を支援しております。

このような25年度からの取り組み強化の結果、24年度はシカの捕獲が1万3,000頭ぐらいいましたが、25年度からは1万8,000頭、26年度につきましては2万1,000頭と、捕獲支援強化の効果があったというふうに考えております。

次に、シカによる農林業被害額と有害及び狩猟捕獲数の推移を比べてみました。それによりますと、先ほどのように、25年、26年からは捕獲がかなりアップしております。そして、農林業被害につきましては24年度にかなりさがっております。これは、捕獲もあわせるんですけど、23年度に防護柵を設置していただきました成果があらわれているというふうにも考えております。

次に、担い手対策といたしまして、新しく免許を取得される方を確保するという事をしております。これにつきましては、やはり狩猟者の高齢化、狩猟離れなども進んで免許取得者が減っているということがございますので、狩猟免許の試験を4回開催するとか、自治会などにチラシの配布をお願いしたり、ホームページで掲載してPRしております。

それから、若手の狩猟者確保といたしまして、27年5月の法改正によりましてわな猟の免許取得の年齢制限が20歳から18歳に引き下げられたことがありましたので、農業高校生に関心を持ってもらうように、希望のある高校につきましては農業被害の対策講習会も開催しております。また、京都府立林業大学校、農業大学校での鳥獣対策の授業なども行ってございまして、狩猟者の確保に努めております。

新規で免許を取得された方につきましては、市町村で捕獲していただいている有害鳥獣捕獲班員に結びつけなければいけませんので、その育成といたしまして狩猟インターン講習制度を実施しております。これについては、新規免許取得者の一人一人、ご希望の方に対しましてベテランの狩猟者が捕獲に対するマナー、技術などの実務を集中して講習いたしまして、通常は3年間の有害鳥獣捕獲班参加が必要なんですけど、それを1年間短縮して短期育成を実施しております。

これにつきまして、グラフで説明いたします。狩猟者登録件数につきましては、先ほども申しましたが、51年にピークで9,300件ほどございましたが、年々減少してございまして、27年度は2,700件となっております。また、銃猟の規制もございまして、だんだんと銃猟離れが進み、現在はわな猟の免許取得者が逆転しております。

新規狩猟免許取得者の推移でございまして、先ほども申しましたが、狩猟免許試験の回数もふやしてございまして、近年は、やはりわな猟が多いんですけど、新規狩猟免許取得者も増加傾向にあります。

インターン講習制度としまして、インターン講習2年修了者は、狩猟免許取得から3年で市町村の有害鳥獣捕獲班員となることを2年に短縮いたしまして、ハンターになっていただいております。これによりまして、26年度は28名、ことしの27年度は30名が受講してございまして、修了者は14名、19名、現在までで合わせて59名が修了予定となっております。

以上のように森林環境整備と鳥獣被害対策を実施しており、今後とも森林環境整備、有害鳥獣の捕獲・防除、担い手対策を進めてまいります。どうぞご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございました。

近年特に目立っておりますが、野生鳥獣による被害の報告でございました。質問とか

ご意見は。

はい、どうぞ。

○中村

塚本さんにちょっとお聞きしたいんですが、今の狩猟インターン制度というのは、わな猟だけですね。銃も含めてですか。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

はい、銃がございます。銃猟が今、言いました28名、30名。このグラフは銃猟でございます。それに含めて、わな猟もしております。

○中村

ちょっとよくわからないんですが。そしたら話題を離れまして、環境省が狩猟ガールを募集してますよね。狩猟ガール、ハンターを募集してますね。京都府も何名かありましたか。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

すいません。それは認定鳥獣捕獲等事業者のことですか。環境省の募集といたしますのは今年度からの。

○中村

いえ。去年環境省からのメールで見たんですけれど、狩猟ガールを募集というチラシをつくって、女の子が銃を持ってばあっとやってるのがあって、何かすごいことを。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

狩猟ガールですか。

○中村

ええ、狩猟ガール。ちゃんとそういうふうに言葉も書いてありまして。警察が躍起になってハンターに使わない銃を返納してくださいというのをやってるんですけど、一方では狩猟ガール募集って。「ハンティングしませんか」なんてやってましたけど、そういう人が本当にこういう有害なんかのときに起用されるのかなというふうな疑問をちょっと持っております。

それともう一つ、個人の所有地の中の場合、個人が捕獲おりを設置することはできるんですけどよね、ハンターじゃなくても。資格がなくても。たしか去年からなりましたよね。実は、この間ちょっと質問されたんですけれど、自分の畑の中にイノシシが出てくると。で、自分でおりを設置して獲ってハンターさんに渡すと、ハンターさんが止め刺

しをすると。そういうのだったら大丈夫ですよ。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

自分が農業をしておられるところに自己防衛手段としておりを設置されるということは可能です。はい、できます。

○中村

最近から可能になったんですよ。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

以前からできております。

○中村

ハンターじゃなくても、自由に獲れる。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

はい、自分の所有地の中で農業をされておられる方に対してですけど。

○中村

大丈夫なんですか。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

限定で、はい。

○中村

はい、わかりました。ありがとうございます。そのように伝えておきます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○杉江

具体的にですけども、以前、鴨川流域の特に源流域のほうで2カ所完璧に崩落が始まっているところがありますよね。1カ所はかなりきついでね。実質、そういう崩落をとめるに当たっては、植栽とか植樹とか、そういう方法しかないんですかね。僕らはちょっとそういう点がわからないので。山の崩落問題は、きょうの説明の森林整備事業の中に治山問題で含まれると思うんですけどね。そういうのを食いとめるために、具体的な工事とか、そういうのは何かやられるんですか。いいんかな、そんな質問で。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

すいません。山林が崩落しているんですか。

○杉江

流域の森林整備事業ということやし、あなたに聞いてわかるのかなと思ったんですけども、それはわからない。野生鳥獣担当やから、わからないですか。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

まずは地元の方からそういう崩落があって危険ということ由市町村さんなどを通じてお知らせいただきまして、それから、工事が必要なぐらい危険なところとか、そういうことを判断させていただくことになりますので、まずは地元のほうから地元市町村さんなどにご報告いただけますかね。

○杉江

はい、わかりました。それじゃ、具体的に崩落をとめるに当たってどういう整備・工事をなさるかなんかも関係部局の人に聞きたいなと思っておりますので、また後日事務局のほうで一度ご手配よろしくお願ひします。

○金田座長

ほかにご質問は。

はい、どうぞ。

○澤

簡単な質問ですけど、若手をふやす、若手に限らずやと思うけど、狩猟人口をふやすという目的がある中で、そもそも狩猟免許は何ぼするんですか。

○金田座長

免許を取るための費用ですか。

○澤

そう、狩猟免許をね。わな猟と銃が主やと思うんですけど、どちらも免許を取るのにそもそも何ぼかかるか。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

5,200円です、まず受けていただくのに。

○澤

まずというか、取得までに総合計で何ぼかかるか。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

受けて5,200円で、それから登録しないとイケませんので、銃を登録していただくのに1万6,500円かかりますし、わな猟でしたら8,200円かかります。で、銃でしたら、そのほかに、警察のほうにもまた、そちらはちょっとわからないんですけど、講習会とか届

け出とかも必要になってきます。

○澤

そんな高いわけじゃないですね、そもそも狩猟免許を取る自体は。ほんで、そうやって人をふやすんやったら、そういうところにも補助とか、狩猟免許取得の補助とかも考えてはったりとか、あるいは実際にあるのか。どうなんですかね。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

それは狩猟税になってしましまして、京都府の収入にもなってしましますので、なかなか自分の税を減らすということは厳しいですけれど。その後、有害鳥獣捕獲班員3年間された後、狩猟免許というのは3年に1回更新が必要になってきますので、その際に有害鳥獣捕獲班員になってくださった方は2分の1とか、実施隊になっていただいた方は狩猟で減免されるとか、そういう制度は今年度から実施されております。ですので、基本的な狩猟税につきましての補助はございませんが、市町村さんによってはそういう面につきましても支援していただいているところがあると聞いています。

○澤

狩猟人口をふやしたいという中で、その人口をふやすための施策がどれだけされているのかが全く僕にはわからなくて。具体的に何か人をふやすためにやってはることがあれば、誰でも入りやすいというようなことをやってはることがあれば、ちょっと最後に教えてください。

○金田座長

京都府として何か具体的に狩猟人口をふやすための施策をやっておられますかというご質問だと思います。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

基本的な費用の面につきましては、狩猟者の方の負担を減らすということはなかなか難しいんですけど。あと、狩猟者の方が捕獲されましたら、先ほども申しましたように、捕獲された分についての支援とかはしておりますので、そういった面で、狩猟免許を取っていただいてたくさんシカを獲ってもらいましたら、その分支援していますというふうなことぐらいしかないんですけど。

○澤

それではふえないですね、残念やけど。

○金田座長

はい、どうぞ。

○真下

前回も言うたと思うんですけど、捕獲したシカとかイノシシとかウサギ、そういうものは捕獲してからどうするんですか。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

基本的には、その山林内に埋設、掘って埋めてもらいます。

○真下

殺して埋めるんですか。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

はい。あと、食用にご活用される部分は一部はあるかもしれないんですけど、まだほとんどございませんし。狩猟でしたら、イノシシとかシカは自分で持ち帰っていただいて食用にされている分もございます。

○真下

農林水産部か何かで研究をして、ほかすんじゃなしに、そういうものを薫製にするとか有効活用したら、資源の再生というカリサイクルというか、そういうようなことにつながるんで、京都府が全国に先駆けてそういう研究にお金をかけてやるということもいいんじゃないかと前回で言うたような覚えがあるんです。男の方が出てこられてたと思いますけども。破棄するのではなくて、そういうものを有効活用して輸出するとか、また国内でも食べられるようにするとか、そういうベンチャー性のある新しい研究をぜひ進めてほしいと思います。お願いします。

○金田座長

ほかによろしいですか。

はい、どうぞ。

○田中

前回のときは自然保全課の方にお話ししていただいたんですが、この野生鳥獣保護法というのはもともと環境省の管轄に入ってると思うんですが、例えば同じ鳥獣の害も自然保護課の方と協調しながらやっておられるのか。今出てきたデータは、皆、森林保全課野生鳥獣担当の独自の資料ですか。それとも、自然保護課と協調しながら出してきた資料ですか。あるいは、自然保護課は自然保護課のほうでデータがあるんですか。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

このデータは森林保全課野生鳥獣担当です。あと、最初のほうの造林は林務課ですし、自然環境保全課と共通したデータはここにはございません。

○田中

今、樹木だとか、いわゆる立木の害、いろんなデータが出てるんですが、実はシカは、樹木だけじゃなくて、今問題になってるのは草。いわゆる下草を、山肌を全部むき出しにして食べているという現象、これは把握しておられますか。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

すいません。それは、スライド9番にありましたように、森林技術センターのほうで23年度に京都府内全域で132カ所プロットをとってされたというふうに聞いております。

○田中

それで、下草を全部食べられるということはどういうことが次に起きるかということも調査しておられますか。例えば雨が降った後、土砂崩れが非常に起きやすいという状況が今、山間部であちこちと起きている現象があるんですが、そういうことも把握しておられますか。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

それは、調査はしておりません。

○田中

まだ調査しておられない。これは生態系の非常に大きな問題なんで、川に及ぼす影響、河床も全て川なんですけど、早急に根本的に植生、いわゆる樹木の下の植生を何とか回復しなければならぬという方向性をきちっと決めていただいて、シカの深刻な今の状況を——環境省とどういうぐあいな連携をとっておられるかわかりませんが、これは非常に大きな問題だと思いますので、何とか早急に考えていただきたい、施策を練っていただきたいと願っておりますので、よろしくをお願いします。

○金田座長

はい、どうぞ。

○中村

京都府下に鳥獣保護区というのが相当な面積あるんですけど、日本野鳥の会とかが緻密な調査をさせてもらってます。それは平均大体5年ごとの推移を見ておられますので、森林保全課でも、例えば田中さんが聞きに行かれたとしたら、過去の推移なんかは知ることができると思います。鳥獣保護区に限りですけど、森林保全課では野生鳥獣

の被害も含めて、生息調査も含めてやっておられます。

○金田座長

ありがとうございます。

だんだん時間がなくなってというか、予定を超えているんですが、ご質問、ご意見ございましたら。

はい、どうぞ。ひとつ手短にお願いします。

○大原

すいません。ここですの話かどうかなんですけども、専門家でもないので申しわけないんですが、私が触れたシカのこと、冬になって、雪を解かず融雪剤、これがシカの食料になってるっていう。シカが地面をなめて塩分をとって、まあ敵に塩を送ってるわけですけども。それでシカは十分生きていける、ふえていく。それは今そちらの部署では把握してて、今度は国交省とかが出てくると思うんやけど、とりあえず京都府下では融雪剤を変えよう、何とかカルシウムをやめよう、敵に塩を送らんとことというようなことに取り組んだりされているのか。日本で最初に京都がそういうことをやっていったらいいんじゃないかなというふうに思います。

○金田座長

融雪剤のことについての情報がおありかどうかということですが。

○塚本（京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当）

すいません。初めて聞きました。

○金田座長

今、初めて森林保全にかかわるデータを、十分であるかどうかは別にして、たくさんお示しいただいてご説明いただきました。今後もこれは検討をお願いしないといけない対象だと思います。一回で終わるわけではございませんし、引き続き検討したいと思いますけれども、時間の関係もございますので、この対象につきましてはちょっと中断させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

（5）鴨川四季の日について

○金田座長

それで、先ほど「その他」を加えていただきましたので残りは2件ということになりますが、5番目です。「鴨川四季の日について」、急いでご報告をお願いいたします。

○追矢（京都府建設交通部河川課主事）

河川課の追矢と申します。失礼して、着席して説明させていただきます。

お手元、右上に「資料5」と書かれた「鴨川四季の日～春～について(鴨川四季の日～春～の取組み予定)」を手短に説明させていただきます。

期間は平成28年4月2日(土)から10日(日)までで、発信内容としましては、鴨川茶店、府立植物園の桜のライトアップ、上賀茂神社の曲水の宴、これは歌を詠む催しなんですけど、そういったことをホームページで情報発信させていただきます。それから、府庁の2号館1階に展示スペースがあるんですけども、そちらでも条例関係の展示ですとか、イベントでのブース出展を通して条例の啓発をしていきたいと思っております。

1枚めくっていただいて、第42回「鴨川茶店」開催要領ということで、これは杉江委員が所属されておられます鴨川を美しくする会様と元橋委員が所属されておられます京都鴨川ライオンズクラブ様の主催で、来月の4月9日(土)と10日(日)、午前11時から午後3時30分まで開催されております。この催しで京都府の河川課、都市計画課もあわせて条例の啓発と鴨川公園についての展示を行う予定です。

以上です。

○金田座長

ありがとうございました。

何かご質問ございますでしょうか。

それでは、時期的にはちょうど桜と合いそうですが、あと天気が問題だと思いますけども、どうぞよろしく願いいたします。

(6) その他

○金田座長

それでは、最後の議題、「その他」でございます。今、資料を配っていただいておりますけれども、本日抽出していた上流じゃなくて、下流の拠点となる公共空間を整備するというところで事業を考えておられるわけですが、その説明をお願いいたします。

○井上(京都土木事務所河川砂防室副室長)

京都土木事務所河川砂防室の井上でございます。座って説明させていただきます。

今お配りしました資料でございますが、鴨川下流、下流と申しますのは陶化橋から下流、桂川合流点までを下流というふうにイメージしていただいたら結構かと思えます。その下流部に空間整備をいたしまして、その拠点となる空間が完成しましたのでご報告いたします。

空間が勸進橋、国道24号線の橋梁でございますが、そこからくいな橋の間、右岸側でございます。約900mの空間につきまして、環境整備をいたしました。中段下に写真を2枚つけております。左側が、堤防から1段下がった高水敷のところの整備の写真でございます。遊歩道をつくっております、その舗装の材料でございますが、木チップ、府内産の間伐材や家屋を解体したときに出てくる材木をチップ化しまして利用した、非常にクッションのよい、やわらかい素材の舗装を施工しております。

また、右側の写真でございますが、堤防天端には土系の舗装とあわせて桜堤を整備しております。上流、北山から北大路には京都鴨川ライオンズクラブさんに管理をお世話になっております半木の道、また中流では三条から五条の間の左岸側の花の回廊、それに匹敵するような空間ということでこの下流部に92本の里桜を植樹いたしまして、将来的には観光のメッカとなるようにイメージして整備したところでございます。

4月半ばには、おおむねこの空間の工事が完了する次第でございます、来る5月7日、土曜日になるんですが、竣工式を予定しておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

何かご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと時間を過ぎてしまいましたけれども、本日準備していただいた議事は以上でございます。年度末でございます、何かとご多忙のところと思いますが、お時間をいただきましてありがとうございました。

それから、本日、年度末でございます。そして、2年の任期の区切りということになっております。この2年間お世話になりました。本当にありがとうございました。引き続き4月からもお願いする方と、新しくメンバーになっていただく方と両方ございますけれども、どうぞよろしく申し上げます。

ちょっと定刻を過ぎてしまいましたけれども、議事が終わりましたので、事務局に司会をお返しいたします。

○徳元（京都府建設交通部理事）

ありがとうございました。

これをもちまして本日の予定は終了でございます。今、金田座長からもございましたように、公募メンバーの第4期の皆様方の任期がきょうまでということでございます。

2年間、あるいは長い方は4年間の方もおられましたけれども、この鴨川府民会議のメンバーといたしまして熱心なご議論に参加いただき、貴重なご意見を賜りましたことを深く感謝申し上げます。今後とも、鴨川で行われますもろもろの施策にまたご注目いただきまして、何かお気づきの点等ございましたらご意見を賜ればというふうに思っておるところでございます。

新年度でございますが、ことと同じように6月、9月、12月、3月に開催したいと考えております。第1回につきましては6月10日(金)を予定しております。その後の予定につきましては、また事務局で調整の上、ご連絡したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

最初にも申し上げましたが、お配りいたしました資料の中で1枚「回収資料」というのがございます。それはそのまま机の上に残していただければと思います。

本日はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

[午後 4時20分 閉会]